

平成 22 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録 (第 2 号)

1、本日の出席議員 (20 名)

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元 昭
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員 (な し)

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市 民 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	財 政 課 長	須 藤 金 悦
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	商 工 課 長	森 孝 良
観 光 課 長	武 藤 一 男	産 業 建 設 部 管 理 課 長	渡 辺 講
建 設 課 長	佐 藤 正	学 校 教 育 課 長	佐 藤 清 和
文 化 財 保 護 課 長	金 道 博	象 潟 公 民 館 長	大 坂 幸 雄
消 防 本 部 消 防 次 長 兼 総 務 課 長	阿 曾 時 秀		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成22年12月13日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号と同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、16番加藤照美議員の質問を許します。16番加藤照美議員。

【16番（加藤照美君）登壇】

●16番（加藤照美君） おはようございます。

今定例会最初の一般質問ですので、よろしく願いをいたします。

それでは、さきに通告しておきました3点について質問をいたします。

最初に、児童生徒に対する虫歯予防対策についてであります。

御承知のように秋田県は長年、乳幼児、児童生徒の齲蝕罹患率、齲蝕といいますが虫歯のことで、すけれども、この罹患率の高いことが医療保健分野の課題となっているようであります。平成20年の3歳児の1人当たりの虫歯の本数が、全国平均0.94本であるのに対し秋田県は1.60本と全国43位、また、12歳児の1人当たりの虫歯の本数も全国平均1.54本に対し秋田県は2.2本と、これについても全国43位となるなど、虫歯予防に対する歯科保健指導対策が急務であると思われま

す。

また、齲蝕罹患率の問題だけでなく、虫歯が全くない、あるいは非常に少ない子がいる一方で、1人で多数の虫歯を抱えている、あるいは多数の虫歯があるにもかかわらずほとんど治療を受けていない子が少なからずいるという医療格差の問題であります。この背景には、親の虫歯に対する認識の差、経済的な問題など考えられますが、もはや個人の問題としてではなく、社会全体の問題として取り組み改善していくべきではないかと感じております。

従来、日本では、虫歯予防として歯ブラシがその対策の中心として取り上げられてきましたが、

世界的にはフッ化物の応用が中心に行われており、効果を上げているようであります。日本においては新潟県が約 40 年前からこのフッ素洗口による虫歯予防に取り組んでおり、現在では日本一虫歯の少ない県になっております。費用的にも 1 人年間数百円程度でできます。公衆衛生的にすぐれた方法であると言われております。

また、将来の一般医療費の抑制にも大きく貢献することが期待されると考えられますが、そこで当市の児童生徒の虫歯の状況について伺います。

平成 20 年度における 3 歳児の 1 人平均、12 歳児の 1 人平均の虫歯の本数と、県平均と比較してどうなのか、あるいは全国平均ではどうなのかお伺いいたします。

次に、今までどのような予防対策をとり、その効果はどうだったのか、多数の虫歯があるにもかかわらずほとんど治療を受けていない医療格差の問題についてどのようにお考えか伺います。

次に、フッ素洗口の実施についての考え方について、あるいは平成 16 年度から 3 年間の事業として秋田県において 5 歳児を対象にフッ素洗口事業「お口ブクブク大作戦」を開始しております。事業自体は平成 18 年度に終了し、その後、市町村事業として継続しており、平成 22 年 3 月末現在、138 の幼稚園・保育所で、また、大仙市、横手市、湯沢市を中心に小・中学校でも行われているようであります。当市において継続できなかった理由についてお伺いいたします。

次に、認知症対策について伺います。

急速な高齢化社会の到来により、人口に占める老人人口は著しく高まってきております。高齢になるほど体に障害が生じ、入院、通院など本意な生活を余儀なくされるのが実態であると思えます。しかし、体の障害については医療措置により治療することが可能であり、あるいは完治しないまでも悪化を防止することもできますが、問題は認知症対策であると思えます。

認知症老人を抱えている家庭の悩みは極めて深刻なものがあると思えます。そこで第 1 点として伺いたいのは、当市にはどの程度の認知症の方がいると推計しておられるか、認知症疾患については基準のようなものさしがないだけに難しいかもしれませんが、調査をした数字があればお知らせ願いたいと思えます。

2 点目として、認知症老人、認知症疾患の相談窓口を設置しているかどうかであります。設置しているとすれば、年間どのくらいの方が相談に来て、その主な内容についてお伺いをいたします。

3 点目として、家庭看護の方法について啓発しているかどうかであります。

4 点目として、認知症検査の実施についての考えはあるのかどうかお伺いをいたします。

次に、市営住宅の現状とこれからの計画についてお伺いいたします。

非常に厳しい経済状況の中で市営住宅に対する期待は大変大きなものがあると思えます。そこで第 1 点目として、市営住宅の現状について、総数と実際に入居している戸数、また、入居を希望しながら入居できないでいる方がおりましたら、その人数についてお知らせ願いたいと思えます。

2 点目として、市営住宅の改修事業の現状と、これから先の改修計画の大まかな見通しについてお伺いいたします。

3 点目として、担当課の職員が各団地に出向いて住民の意見を伺っていると思えますが、そこで得られた意見の主な内容をお聞かせ願いたいと思えます。

4点目として、雇用促進住宅のその後の経緯についてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしく申し上げます。

それでは、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、児童生徒に対する虫歯予防対策についてでございます。

少子高齢化が進む中で、にかほ市の宝として生まれてきた子供たちの健康につながる虫歯の予防は、本当に大切なことであると思っています。このため、にかほ市では生涯にわたる健康づくりを基本計画に掲げ、次世代育成支援行動計画の中でも夢のある子育て支援の一環として、虫歯のない子を育てる環境づくりを目標としております。

虫歯は生活習慣病であるという認識のもとに、これまで地域全体で歯の健康について関心が高まるように、あるいは保護者が虫歯予防の意識を早い時期から持つことができるように、乳幼児期から歯科衛生士による指導を取り入れ、永久歯の虫歯予防対策に努めているところであります。

次に、フッ素洗口の実施についてでございますが、にかほ市の歯科医師の会議でも今後必要な事業とされ、実施に向けて今協議を進めているところであります。また、由利本荘歯科医師会会長からもフッ素洗口事業の開始に対する要望書も提出されているところであります。このようなことから、来年度には保育施設と小・中学校で学校側と保護者などの理解と協力を得ながら、このフッ素洗口事業に取り組みたいと、そのように考えております。

なお、このことについては、教育長からもお答えいたしますが、他の質問については担当の部課長等がお答えをいたします。

次に、認知症対策についてであります。私からは、質問の認知症検査の実施についての考え方があるかどうかについてお答えをいたします。

認知症であるかないかの判断については、家族や福祉施設の関係者ではなく、医療機関で医師が本人を診察して認知症の有無を判断することになります。ただし、介護予防事業などを通して、例えば地域包括支援センターや介護保険事業所等のケアマネージャーなどが、認知症が疑わしいと判断される場合もございますので、そうしたときには医療機関での受診を勧めているところであります。

今年の6月13日になりますが、象潟公民館を会場として実施された認知症フォーラムでも話題となりましたが、今は物忘れの度合いに気づいてもらうためのチェックシートやタッチ式の簡単なスクリーニングテストによる方法もあるようでございます。しかし、検診として取り入れするには検査の実施方法や検査後のフォロー体制の整備が大切でございますので、検査後の体制等を同時に検討する必要があり、地域の医療機関などとの連携が大変重要になってまいります。

しかしながら、現在は認知症の治療に対する専門の医療機関も少なく、また、検査に対する情報も少ないこともございますので、認知症の検診の実施は現段階では考えてはおりませんが、早目に気づいて医師に相談することは大切でございますので、認知症検診を先駆けて実施している市町村

の情報等も集めながら今後検討してまいりたいと思っております。

いずれにしても認知症については、家族がいる場合においては、家族から日常生活を観察していただき、疑わしい場合には早目に家族とともに、ひとりではなく家族とともに医療機関の受診を受けていただきたいと思います。

次に、雇用促進住宅のその後の経緯についてであります。

雇用促進住宅の管理運営体制については、昨年の6月の定例議会の市政報告で、住宅を管理運営する独立行政法人雇用能力開発機構では、現下の経済不況による求職者を支援する緊急の対策として、廃止決定を行った住宅も含めて活用することとし、新たな譲渡等の協議開始は経済情勢や雇用失業情勢を勘案して判断し、最も早い場合でも平成24年以降となり、最終的な明け渡し期限は平成26年度以降になる見込みであると報告しております。したがって、現在も独立行政法人雇用能力開発機構においては、この方針は変わっておりませんので、これまでどおりの管理運営体制となっております。

他の質問については、担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 加藤議員の質問の学校児童生徒に対する虫歯予防対策については、私のほうから説明いたします。

にかほ市における平成20年度の12歳、12歳は6年生も中学校1年生もおるわけですがけれども、中学校1年生についてのデータであります。12歳の1人平均の虫歯の本数は1.97本となっております。秋田県の平均が2.2本ということですから、0.23本ほど少ない状況になります。全国平均が1.54本ですから、全国平均から見て0.43本多い状況にあります。

予防対策やその効果についてですが、各校においては児童生徒に対して虫歯予防に、歯磨きの実施、虫歯の予防のための集会や歯磨き頑張り週間などの開催、学級指導でのカラーテスターを使用した歯の磨き方指導等を行っております。中学校より小学校、小学校でもより小さい学年ほど具体的な丁寧な指導が行われている実態にあります。

家庭に対しては、歯科検診結果の通知や早期治療の勧告、保健だより等での予防の呼びかけ、PTAの際の講演会の実施など啓蒙活動に努めております。

実施した対策における効果として、各校からは次のような声が聞かれています。「虫歯予防の意識が高くなり、虫歯なしの子供が増えている」、「食べたらずき習慣が身についてきている」、「虫歯治療に保護者が協力的で、治療完治する子供が増加している」、「上手に歯ブラシを使える子供が増えている」、「年々虫歯保有数の減少や歯・口腔内の状況がよくなっていると感じている」、「中学校の上の学年男子の意識が低い傾向が見られる」、「入学時に既に5本以上の虫歯を持っている子供が少なくない」、「全体の数値としては横ばいである」などです。

市の12歳の1人平均虫歯の本数については、平成18年度が2.6本、平成19年度が1.95本と推移していることから、減少傾向にあると言えます。取り組みの成果ということができると考えます。

医療格差の問題についてということですが、学校では毎年歯科検診を行い、児童生徒の歯の健康

状態を確認し、治療等が必要な際は速やかに保護者に連絡、治療を勧めることにしております。お知らせを受け、すぐに治療する保護者もいますが、子供に虫歯があると分かってはなかなか治療に向かえない保護者も中にはおります。そのような際には重ねて連絡をし、粘り強く受診を勧めるようにしております。保護者に対しては学校を通し、今後も虫歯予防に関して生活習慣を考えたり治療に関する意識を高めるための啓蒙活動を継続し行っていきます。

なお、要保護、準要保護の家庭には、歯の治療費の全額補助というような経済的な支援も行ってまいります。

私のほうからは以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） 加藤議員の御質問にお答えします。

始めに、にかほ市の3歳児の1人平均虫歯の本数でございますが、平成20年度につきましては1.53本となっております。このため、秋田県平均の1.6本と比較しては0.07本少なく、全国平均の0.94本と比較しては0.59本多い状況にあります。

にかほ市の3歳児の罹患率は40.67%で、25市町村の中で17位となっております。秋田県平均37.42%、全国平均24.56%と比べまして、いずれも罹患率は高くなっている状況にあります。

どのような予防対策をとったかについてでございますが、歯科保健事業といたしましては、歯科保健のみならず乳児健診では10ヵ月児における食を含めた歯科指導、3歳児健診では染め出しによる歯科指導、5歳児健診ではブラッシング指導と、在宅歯科衛生士から協力をいただき実施しているところでございます。5歳児健診で虫歯のなかった子供については、広報などにおいてお知らせするとともに、虫歯予防のための啓発も行っておるところでございます。

また、虫歯予防週間においては、各保育施設や子育て支援センターでも保健指導を実施しているところでございます。

にかほ市では、県内いち早く歯科検診を含めた5歳児健診を実施しており、永久歯につながる歯科保健指導を具体的に行っております。しかし、残念ながら効果が出ずに、幼児の虫歯罹患率は低下していないのが現実、事実となっております。このため今年より新たに歯科医師との会議を設けまして、歯科保健事業の見直しと具体的な指導の内容を協議し、予防対策に力を入れていきたいと考えておるところでございます。

次に、虫歯治療に係る医療格差問題についてであります。にかほ市には歯科診療所が象潟地域には4ヵ所、金浦地域には2ヵ所、仁賀保地域には2ヵ所、合計いたしまして8ヵ所ありますので、決して少ない状況ではないと思っております。

しかしながら、歯科診療所の開業場所が各地域の中心市街地でございます。交通手段が少なく、児童が学校の帰りに治療に訪れることが困難な地域もございます。歯科検診を実施し、最近顕著に見られるのは、虫歯が全くない子や非常に少ない子が増加している反面、虫歯の多い子や虫歯が多いのにほとんど治療を受けていない子が残念なことに多くいるところでございます。このことは保護者の歯科保健に対する認識不足や家庭の経済状況の格差などに問題があると思われまいます。このため、治療も大変大事ではございますが、治療よりも予防に力を注ぐ歯科保健事業が大切であると考

えてございます。

次に、フッ素洗口についてでございますが、以前は虫歯予防は歯ブラシとおやつの与え方を含めた甘味制限が対策となっておりますが、最近では歯質の強化に目が向けられてきております。フッ素には歯質の強化、初期齲蝕の再石灰化の促進、虫歯の原因菌の代謝活性抑制などの効果があるとされております。また、世界各国でも水道水に添加しているなど、フッ素は広く応用されてきております。日本では、先ほど加藤議員からもお話ありましたとおり、特に新潟県が40年前よりフッ素洗口による虫歯予防に取り組んでおりまして、日本一虫歯の少ない県となっております。秋田県では平成16年度からフッ素洗口事業といたしまして「お口ブクブク大作戦」を開始しておるところでございます。この事業は年長児の5歳児を対象に、フッ素入りの水溶液を数ミリほど口に含みまして、30秒間ブクブクし、その後吐き出すものでございます。県内では、この「お口ブクブク大作戦」を幼稚園・保育園138の施設で37.6%が、小学校では93校の36%が、中学校では44校の29.3%が実施しておるところでございます。特に県南の大仙市、横手市、湯沢市が積極的にこの事業に取り組んでおられます。

にかほ市では象潟地域と金浦地域の幼稚園と保育所の2カ所で平成16年度から、このお口ブクブク大作戦事業を実施しておりまして、平成19年度からは市の単独事業として継続して実施しておるところでございます。他の施設につきましては、県担当者と保健師がこの事業の実施によります虫歯予防を呼びかけいたしました。残念ながらその当時は理解と協力が得られず実施できなかったものでございます。しかしながら、先ほど市長からもお答えあったように、来年度からはフッ素洗口事業を実施する方向で、更に強く働きかけ、理解と協力をいただきたいと考えております。

次に、認知症対策についての御質問にお答えいたします。

始めに、第1点目の認知症の方が推定でどのくらいいるのかとの御質問でございますが、介護保険要介護認定の際の結果による判定におきましては、日常生活に支障がある何らかの認知症の症状がある方は700名でございます。生活に支障はないが物忘れなどがあり認知症が心配される方は350名となっております。65歳以上の方の介護予防健診による生活機能評価からでは、要介護認定者以外の2,178人中、認知症の心配を感じている方は226人おります。全国的に見た場合は、認知症の方は65歳以上の12から13人に1人、最近では10人に1人とも言われておりますので、にかほ市の65歳以上約8,000人という状況に当てはめると、認知症の方は700人から800人と推定されまして、介護認定の結果による700人とほぼ一致している状況にあります。

次に、2点目の認知症老人、認知症疾患の相談窓口を設置しているかとの御質問でございますが、専門の窓口といたしましては設置してはおりません。しかし、地域包括支援センターでは、家族や親族の方、あるいは近隣の方や民生児童委員などから日常的に高齢者に関する相談を受けておりまして、その中で認知症に対しての相談も多く受けております。平成21年度の実績によります地域包括支援センターでの相談でございますが、相談件数1,120件のうち約6割が介護関係に関すること、約2割が認知症に関することで、その他2割は高齢者の生活全般、健康面、あるいは人権などに関することとなっております。

認知症に関する内容については、認知症への対応の仕方に対することの相談が最も多く、次いで

専門医療機関等のこと、治療のことなどに関することとございます。また、認知症によります家族間や近隣とのトラブル等の相談も多く、最近では認知症の方のひとり暮らしや高齢者世帯を心配する方から相談も目立つようになってきてございます。

次に、3点目の家庭介護の方法といたしまして啓発しているのかとの御質問でございますが、介護している家族に対する家族介護教室は年3回開催してございます。家族介護教室は、認知症の場合は、本人や家族に対する個々への対応指導が主体となっております。家族がひとりで抱え込まないで本人や家族の状況にあわせて介護のサービスを取り入れていけるよう、主治医と連絡を取り合いながらケアマネージャーが中心となり、よい相談相手となっております。困難事例に対しましては、地域包括支援センターのケアマネージャーから相談を受けて対応をしております。また、一般の市民や高齢者を対象にした介護予防講座を開催しており、この中で認知症予防について取り上げておるところでございます。平成21年度は75回開催し、延べ1,247人の市民の参加をいただいたところでございます。また、地域においては民生児童委員や老人クラブなどの協力をいただき、自治会からは集落サロン事業の実施などもしていただいております。認知症の予防や早期対応、見守りの体制にもつながっております。さらに今年度からは、新たに高齢者等見守り巡回事業を実施し、地域において御理解と御協力をいただいております。また、直接相談対応することの多い市内のケアマネージャーを対象に研修会なども開催し、認知症対応への充実を図っております。毎年、年度当初に「安心して暮らせる福祉のまち」と題しました長寿支援、介護予防、介護保険サービスに係る冊子を作成いたしまして、全世帯に配布いたしまして、在宅要介護高齢者などの御家族等の支援、虚弱な在宅高齢者の日常生活の支援などについて市民にお知らせをいたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 市営住宅の現状とこれからの計画について私のほうからお答えいたします。

1点目の市営住宅の総数、入居数等についてであります。今年の2月に火災し、焼滅した高森団地の3戸、それからアスベストの関係で現在使用を停止している建石住宅の昭和54年に建設した12戸、これを除きますと現在の入居可能戸数は6団地で297戸、これに特定賃貸住宅2団地の16戸を加えますと313戸が入居可能となっております。このうち入居状況でありますけれども、市営住宅では5戸が空き家の292戸が入居されております。また、その特定住宅では2戸が空き部屋となって14世帯の方が入居されております。この空き部屋については、この12月に募集することとして15日号の広報で周知することといたしております。

次に、入居希望をしながら入居できないでいる方がいることについてであります。11月に退去後修繕しまして、募集を3戸行っております。この状況においては、応募者数が募集戸数に達しておりませんでした。このことから、希望しながら入居できないでいるという方はおらないという認識であります。ただ、市の窓口で相談に来られる方の中には、募集している団地内に入れなかと、あるいは1階に入れなかとというような相談も来ておりますので、潜在的にはそういう希望する——何人かは入居したいんだがなというその希望者はいるものではないかと推定はいたしま

す。ただ、その入居希望の登録制がとれないことから、その人数については把握していないということをお聞きしたいと思っております。

次に、改修計画についてであります。現在、住宅マスタープランの策定作業を進めておられまして、改修計画についてもその中で検討され、当該プランに付随したストック計画に改修計画を盛り込むことといたしております。また、改修計画においては、高齢化社会、子育て世代を見据えた改修も必要になってくるものと考えております。

次に、住民の意見ということですが、住宅の建築年数にもよりますが、設備の故障が多い、あるいは高齢者家族では入浴が不便だ、また、若い世代ではシャワー設備がないなどの不便を感じている声があります。ただ、その毎年役所のほうでも各団地について修繕を行っておられまして、今年であれば地域住宅交付金事業による共同施設の改修整備等については、入居者からも大変喜ばれているところであります。

また、その共同住宅特有の問題も伺っております。例えば、入居者の一部ですけれども入居者のマナーが悪いと、あるいはその共同通路の除雪に協力してくれない入居者がいて困るというような苦情も伺っております。市としては、共同生活のルールの遵守を周知しながら入居者の目線で公平、平等に対応をしているところであります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 16 番加藤照美議員。

●16 番（加藤照美君） ありがとうございます。

最初に、フッ素洗口についての再質問をいたします。今の答弁ですと、来年度から実施予定というような御答弁をいただきまして、大変よかったなと思っております。現在その保育園の先生方、あるいは学校の先生方がどのように感じているのかなということ、一応聞き取りしてみました。保育園、学校の先生方にしてみれば、このフッ素洗口については余り前向きな答弁はもらうことはできませんでした。その内容でしたけれども、その先生方が言うには、そのフッ素洗口をなぜその学校、あるいは保育園でやらなければいけないのかという意見が大変多くありました。今現在でも学校では、子供たちに対するいろんな指導等々ありまして、これ以上の負担はもう何とやかやめてもらいたいというような意見がありまして、じゃあその歯磨きはどのような状態なのかということ聞いてみましたところ、保育園、小学校はまずそれなりに給食を食べた後の歯磨きは実施されているようでございます。ただ、私が聞いた中学校では、歯磨き等はなされていないというような答えでしたので、そういったことで現場の考え方がそういうようなこともありましたし、あるいは保育園の先生の中では、もし子供たちが間違っただけでその飲み込んだ場合、本当にその害がないのかという声もありました。フッ素というその薬品ですので、本当に害はないのかという意見もありました。そういったことで、現場での声がそういうその余り前向きな声でなかったため、そこら辺どのような理解、疑問や不安を取り除いて理解させるのかなという、そこら辺ちょっとお聞きしたいなと思っております。

フッ素洗口にかかる年間の費用、私が調べた範囲では年間数百円ということでしたけれども、そのぐらいの費用で収まるのかどうかという確認でございます。

それから、フッ素洗口を導入することによって、学校経営に与える影響等はどのようなことが考

えられるのか、この3点ほどお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、健康推進課長。

●健康推進課長（鈴木令君） お答えします。

学校、保育園でなぜやらなければならないか、そういう負担を感じているという話を聞きましたが、実際に今までにかほ市でやれなかった原因というのは多分そこにあるんだと思います。フッ素洗口をなぜやらなければならないかというのは、先ほど市長とか部長も答弁したように、集団的にやることによって、その虫歯のない子、虫歯のある子が全員でやれるということの公衆衛生的に意味のあることでありますので、そこら辺をやはり学校とか保育園側に理解をさせていただいて来年度から実施していきたいなというふうに考えております。多分負担にはなるんでしょうけども、それでもやっていただきたいというあたりを歯科の先生と私たちのほうで学校側、それから保育園側にいろいろとPRしていきたいなというふうに考えております。

それから、飲み込んだときの害につきましては、このフッ素洗口は、かなり濃度が薄い状態にあります。それをほとんどは全部ブクブクができる年齢の状態ですと吐き出しをするというのが、このフッ素洗口の事業ですけれども、誤って1回飲んだとしても、かなり濃度が低いので安全だというお話を聞きました。間違っても1ヵ月間飲み込んだとしても体には影響はないというふうに言われておりますので、そこら辺の害というのは余り心配ないように思います。

それから、フッ素洗口にかかる費用のことでありますけれども、保健所のほうからちょっと試算していただきましたが、保育園、小学校、中学校、にかほ市の全部が実施した場合ですが、おおよそ100万円程度かかるというような状況です。保育園であれば週に5回フッ素洗口します。小学校は大体2回から3回ぐらい、中学校になりますと週に1回やればよいということで、そういうふうに計算しましたら大体全部実施すれば100万円くらいかかるのではないかなというふうな試算をいただいております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、学校教育課長。

●学校教育課長（佐藤清和君） フッ素洗口の実施につきましてですけれども、各校に現在の考えといいますか伺ってみました。校長及び養護教諭の職員の考えが中心ということでありますが、その中では先ほどお話がございましたように積極的ではないというふうな御意見でしたけれども、同じように受けとめております。具体的には、このフッ素洗口の安全性ということにつきまして、まだ確信が持てないでいるというふうな部分が大いかなというふうに思っているところであります。例えば養護教諭さんの一人のお話では、WHOでは現在、安全であるというふうなことに言われているようですが、ユニセフに関してはそうでもないなというふうな、このあたりの考えが踏み込めないでいるというふうなところの大きな要因になっているものでないかなと考えているところでございました。

それから、ほかの養護教諭さんのお話では、まず、歯そのものの健康指導というのは、個に応じた指導が必要ではないだろうかということもございます。そのあたりのことは当然啓蒙等は集団で、学校でという部分もあるんでしょうけれども、具体的な対応としてはフッ素と今、薬といいますか、こういうものを利用した——何て言いますか予防活動でございますので、保護者の方の

責任の中で行うというふうなことが望ましいのかなというふうなことでございました。この後、市では先ほどお話をさせていただきましたように、フッ素洗口につきましては取り組んでいかななくてはならないなというふうに学校教育課のほうでも考えているわけでありまして、まずは 17 日の日に校長会が開かれますが、このときに歯科医の先生においでいただきまして、先ほどの不安の部分、有害なのかどうかと、安全なのかといわれたようなことについて理解をしていただくというふうなこと、その後実際に実施していくとなってくると中心になるのが先ほど言いました養護教諭の先生方ですので、この方たちにも同様にその説明会を開くということを計画しております。あとは実施を実際にという場面につきましては、当然保護者の方からの御理解と同意を得なければならないので、その部分は十分に考えた対応をしていきたいなというふうに思っているところであります。

それから、学校の影響というふうなことでありましたけれども、例えばいろいろな学習活動を進める中で影響というふうに受けとめましたけれども、時間的には小学校であれば現在歯磨きの時間ということで特設しながら虫歯予防活動を行っておるわけですので、その中で実施をしていくということで、さほど大きなフッ素洗口そのものについての時間的な影響というものはないのかなというふうに考えております。

ただ一つはっきりしないところなんですけれども、このフッ素というのが非常にもしかしたら強い薬ということで、その保管に関しては、やはりきちんとした保管の仕方をしないとうまくないのかなというようなこと、このあたりのことがちょっと大きな課題になってくるのかなと今のところ考えているところでございます。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 16 番加藤照美議員。

●16 番（加藤照美君） はい、わかりました。

認知症について 1 点だけお聞きします。最近の認知症というのは、アルツハイマー型の認知症の方が多いと聞いております。そのアルツハイマーというのは、その原因として脳にアミロイドタンパク、これがたまることによって発生するんだそうです。現在ではこれを調べる機械なども開発されたと聞いておりますけれども、市民の健康を考えた場合、いち早くそうしたその検査等を実施すべきだと思いますけれども、そこら辺のお考えはないのかと。この検査は健康なうちに検査をしますと、将来、認知症になるかならないかその判断ができるんだそうです。ですからこの認知症のこの検査についての考え方をお聞きいたします。

それから、市営住宅の件ですけれども、時間もなくなりましたのであれなんです、各団地ごとに家賃のその金額が違うわけでありまして、私も市民の方々から、なぜその団地ごとにその家賃が違うのかということをお聞きしまして、答弁できなかったわけです。この例規集を見ても、その内容等が余りよく理解できませんでしたので、この例えば 1 ヶ月の収入が約 10 万円～12 万円の方であれば家賃が 1 万 6,200 円～3 万 2,800 円までのこの倍ぐらゐの開きがあるわけで、そこら辺のその算定根拠等をお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） 認知症の検査の実施についての御質問にお答えしたいと思います。機械の製造販売がなされておるかということですが、現在のところ私たちのほうでは

そのような情報は得ておりません。ただし、簡単な質問に回答していただきまして認知症の疑いを発見する方法といたしまして先ほど市長からもお話あった方法、あるいは、これは岩手県で実施している方法なのですが、「最近のニュースはどんなことがありましたか」という質問に対しまして答えが出てこず、あるいは古い話をしたり、返事があいまい、忙しくてニュースは見てないなど、その場を取り繕う回答の場合は認知症が疑われるという判断のもとに、岩手県ではそのようなことでやっているそうでございます。現在、由利本荘地域においては、疑わしいときには総合病院などを受診して、脳のCTやMRIで検査していただいております。市が行う方法としては、簡単なスクリーニングテストプログラムを実施するなど、二次的に医療機関を受診していただく方法が考えられますが、検査後の体制整備も慎重に考えていかなければならない状況にあります。秋田県においては大仙市において今年9月からモデル的に検診を実施されているようでございます。検診後は対象者に対して認知症を十分に理解してもらう必要があるために、医師会と協力し、運動を主とした教室など毎月1回実施しながらフォローしているような状況となっているようであります。認知症の検査の実施については、このように検査後の体制整備などさまざまな面が必要となることから、今後検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部管理課長。

●管理課長（渡辺講君） ただいまの加藤議員の御質問でありますけれども、家賃算定方法についてということであります。公営住宅の家賃は入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設経過年数、利便性等の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で政令で定めるところにより事業主体が定めるというふうになってございます。市の市営住宅条例においても家賃の決定については、令、これは公営住宅法施行令でありますけれども、令第2条に規定する方法により算出した額とするとなっております。したがって、算出においては入居者の収入はもちろんのこと、建設年度でありますから団地ごと、建設年度ごと、部屋ごとにすべて料金が違っておるわけでございます。算出においては世帯所得金額から控除金額を減じて12で除した所得金額が15万8,000円以下の世帯が所得面での入居資格を要するというようになってございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これで16番加藤照美議員の一般質問を終わります。

所用のため、11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の16番加藤照美議員の質問に対して産業建設部長から訂正の申し出がありますので、これを許します。

●産業建設部長（佐藤家一君） 先ほどの答弁の中で特定賃貸住宅の入居戸数を「14人」と答弁

いたしましたけれども、「14世帯」と訂正いただきたいと思います。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） 次に、19番齋藤修市議員の一般質問を許します。19番齋藤修市議員。

【19番（齋藤修市君）登壇】

●19番（齋藤修市君） 19番齋藤修市です。お昼休み前の1時間、よろしくお願いします。

自然災害の対策についてお伺いしたいと思います。

総合発展計画、自然豊かで住みよいまち、第2章のですね、その中の6項に災害に強いまちづくりというのがあります。その時点で現状と課題ということがありまして、ちょっと読みますとですね、「本市は海と山の風光明媚な自然環境を有していますが、反面、地形的特性から地すべり、がけ崩れ等の土砂災害、集中豪雨による浸水被害や冬期の暴風波浪被害等さまざまな危険性を内在しています。また、本地域の沖合いにおける地震の空白地域が存在し、指摘されて久しく、将来予想される地震、さらには活火山であります鳥海山の噴火等に対する防災対策など、さまざまな対策を講じる必要があります。」と、このように総合発展計画の中で災害に対するまちづくりに対して、こううたってあります。

さて、防災に関しては私、過去数回一般質問させていただいてきましたが、総合発展計画も後期見直しの時期であります。私たちの生命と財産を守るために何をしなければいけないのか、当局の考え方を伺う次第であります。

自然災害は、いつどのような形で発生するか、今の予知技術や能力では予想できないのが現状であります。また、災害対策には多くの費用が必要です。しかしながら、毎年外国はもとより日本国内でも大きな自然災害が発生して、尊い命が多く失われていることは御承知のとおりであります。

幸いにして、このにかほ地区においては、近年、自然災害に対する大きな被害は発生しておりません。今、記憶に新しいのは6年前の平成16年10月23日に発生した新潟中越地震であります。この地震は、翌日の24日も110回もの余震が続いたと。そして11月末までですね八百数十回の余震を数えたと報告されています。家屋の下敷きや土砂崩れによって亡くなった人も68名、負傷者が何と4,805名、全・半壊した家屋は1万6,000棟にも及んだと報告されています。

また、秋田県では27年前の昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震であります。この地震によって発生した津波は最大で14.9メートルと言われ、このとき能代港で作業しておりました41名、港で釣りをしていた釣り人が17名、そして遠足に来ていた当時の合川南小学校の児童13名、そしてスイスの女性が津波に飲まれて犠牲になっています。死者は104名、被害総額は1,482億3,800万円に及んだと報告されております。27年前ですから、今30歳の方が恐らく2歳か3歳のときであったろう、恐らく記憶にはないと思っております。私たちもややもすれば遠い昔の出来事と、そのようなことで陳腐化されて忘れ去られてしまうのではないかと心配をしています。

にかほ市において平成18年3月に発行された鳥海山防災マップ、それから平成20年に発行されたにかほ市津波避難地図、防災無線の設置、耐震対策と自然災害への対応は、一応それなりにやられていると思いますが、まだまだ不十分と感じています。この自然災害に対して少しでも被害を少なくするための調査及び対策に対する長期的ビジョンについて伺います。

一つ目はです、各集落において土砂崩れや地すべりで生命や家屋、それから生活環境が破壊され

るような危険な箇所はありますか。

二つ目は、大雨で河川が氾濫したりライフラインが破壊されるような危険な箇所は、現在あるでしょうか。

三つ目はですね、一昨年大雨で田んぼに相当大きな被害を及ぼしました。このときの河川の修復は終わっているでしょうか。

四つ目はですね、瞬時に大量の雨が降る——最近、ゲリラ豪雨と呼ばれている気象現象が最近多くなっています。過去に冠水した地域において被害のシミュレーションをしていれば初動対応が素早くできると思いますが、そのようなことはやられているでしょうか。また、そんなときにですね初動対応マニュアルがあれば、誰でもそのマニュアルを見て対応できると思いますが、その必要があると思いますが、マニュアルの整備はされているでしょうか。

津波対策について伺います。

平成 20 年に配布された津波ハザードマップの避難地図によれば、これは地域で申し訳ないのですが、芹田、三森、鈴地区は標高が 2.1~4.3 メートル、津波浸水区域と、このようにされていますが、避難場所には標高が表示されていません。この避難場所というのは何メートルなんだと。もしものときに非常に不安を感じますが、表示の必要性があると思いますが、いかがでしょうか。また、金浦、象潟地区の詳細図も同様でしょうか。

二つ目は、津波の避難地図は何メートルの津波が来たかと、これを想定して作成されたのでしょうか、何メートルの津波を想定しましたかと。津波避難対象区域、あの地図の中では黄色の表示、塗りつぶしされているところがございますが、標高 7 メートル以下と書いてあります。7 メートル以上の津波が来た場合と解釈していいかということがございます。仮に 7 メートルの津波が来たとしたら、芹田、三森、鈴地区は壊滅状態が予想されます。にかほ市全体ではどのような状況になるのでしょうか。現在指定されている避難場所の整備はどのようにされていますか。例えば市が定期点検をするとか自治会に委託しているとか、その破損の状況とかいろいろ整備されているものがあるかどうか、そのようなですね——何と申しますか確認、このようなどのようになされているかと。

それから、被害意識の高揚及び避難訓練についてでございます。

災害は実際に身をもって体験してみないと実感がわかないと思いますけれども、体験したときにはもうおそいのであります。意識の高揚を図るために、どのような施策を講じておられるか。

それから、避難訓練も例えば海岸端と山間部では違うと思います。地域環境により異なるはずですが、少なくとも年に二、三回は必要じゃないかなというふうに思いますが、当局の考え方を伺います。

7 番目には自然災害に対する長期的なビジョン、これらに非常に簡単には長期的ビジョンと申しますけれども、簡単にはいかないと思います。しかしながら、にかほ市は災害に対してこういう考え方を持って対応していくんだよという考え方をですね、ひとつお聞かせいただきたい。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、齋藤議員の御質問にお答えをいたします。

自然災害の対策についてでございます。

私からは、質問の6点目、災害意識の高揚と避難訓練についてと7点目の自然災害対策長期ビジョンについてをお答えをいたします。

始めに、災害意識の高揚と避難訓練についてでございます。

御指摘のように近年、全国各地では強い地震や地球温暖化の影響と思われるようなゲリラ的な集中豪雨で、尊い人命が失われるなど大きな災害が発生しております。こうしたことを受けまして、市民の間にも年々防災に対する意識は高まりつつあると考えております。

しかし、先ほどお話のように、幸いにしてにかほ市においては市民が犠牲となるような大きな自然災害が近年発生しておりませんので、全体的には市民の防災に対する、あるいは災害に対する意識は、まだまだ高いとは言えない状況にあるのではないかなと思っております。

しかしながら、にかほ市には鳥海山や日本海、また、各二級河川、そして複数の断層がございますので、あらゆる自然災害が起こる可能性は十分あると考えております。また、にかほ市の中でも、これも先ほど御指摘のように、地域によって起こり得る災害の種類も違うわけでございますので、備えあれば憂いなしと言われるように自然災害からの被害を最小限に抑えるためにも、市民の災害意識をさらに高めながら、それぞれの地域の特性に合わせた避難訓練を重ねて行うことが大切であると、そのように考えております。そして、災害の兆候をいち早く察知できる体制づくりなども重要でございますが、現在整備を進めている防災無線なども有事の際には大きな力になるものと考えているところであります。

また、市が行う総合防災訓練では、現状では年1回が限度と考えておりますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの地域の特性に考慮した実施的な防災訓練は、被害を抑えるためにも効果的でありますので、引き続き町内会や自治会等に計画的な防災訓練の実施を要請してまいりたいと思っております。その際には、防災危機管理センターや消防本部が積極的にお手伝いをさせていただきたいと思っております。

また、小学生など子供のころからの防災教育も有効と考えておりますので、各学校の避難訓練にあわせた防災計画も計画してまいりたいと思っております。

次に、長期的なビジョンでございます。

総合発展計画に基づきまして、にかほ市地域防災計画がございますが、この中に災害予防計画がございます。この災害予防計画に基づいて、水害や津波災害などさまざまな災害に対する予防計画を定めているところでございます。このそれぞれの計画には、いわゆる各種災害に対する予防や減殺のための方向性を示すものでございますが、市としてはこれを長期的なビジョンとしてとらえてさまざまな事業等に取り組んでいる現状でございます。

例えば、こうした計画に基づき、先ほど申し上げましたように防災無線の整備や災害時の助け合いなどを進めるために自主防災組織も組織しております。現在、にかほ市には町内会や自治会は107あります、107。このうち97の町内会が自主防災組織を組織しております。約91%でありま

す。これも市民の皆さんから御理解をいただいて、こういう高い組織率となっております。また、助成制度を整備しながら住宅などの耐震化を現状の 53.7%から平成 27 年までに 80%にする目標も掲げているところであります。

次に、ハード面についてでございますが、各二級河川の河川改修事業、院内や横岡などの山腹崩壊による土石流対策、金浦漁港などの防潮堤整備などを実施しておりますが、御質問の中の鳥森川については、上流部での分水と住宅地の排水改修などを今施工中でございまして、3 月までには完成をいたしますので、その効果が期待されるところであります。そのほかにも緊急性のあるところから整備し、または国や県に対しても——二級河川等については県の事業になります。海岸の堤防なども県の事業になりますので、県に対して整備の要望をしながら予防や減殺を図るための施設整備に努めてまいりたいと思っております。

しかしながら、公共事業関連の予算が年々削減されるなど大変厳しい環境でございますけれども、人命を守ることを第一に考えながら、できることを積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

他の質問については担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私のほうから質問の 1 番から 4 番までお答えいたします。

最初に、土砂崩れや地すべり等で生命や家屋、生活環境が破壊される危険箇所があるかについてであります。にかほ市の地域防災計画にも掲載されておりますように、当市の災害危険箇所は急傾斜地崩壊危険箇所 24 カ所、砂防指定地 33 カ所、地すべり危険箇所 3 カ所の計 60 カ所が指定されております。また、この 15 カ所の中の保全対象としては人家が 116 戸、公共施設が 10 施設となっております。これらの危険箇所については、定期的に県の本課である県河川砂防課、またはその由利地域振興局、そしてにかほ市と合同でパトロールを行い、目視点検を行ってきております。ことしの点検については 6 月 21 日に、仁賀保地域では前谷地、金浦地域では木ノ浦を含め 3 カ所、それから象潟地域では川袋、小砂川の急傾斜地 6 カ所を点検いたしております。また、今年の梅雨前線に伴う豪雨により全国的に土砂災害が発生したことから、8 月 23 日にも同じ箇所について再度点検を行っております。今回の点検では、2 回とも異常は認められませんでした。引き続き定期的に観察を行うこととして、災害の未然防止に努めてまいりたいと思っております。

次に、大雨で河川が氾濫したライフライン等についての質問でございます。これについては、雨の降る量で大きく変わるわけでございますけれども、平成 19 年度の豪雨では、市管理としては仁賀保地域の鳥森川、冬師の冷渡川、前見川が、金浦地域では大竹の衣川が、そして象潟地域では三本堰川、長田川、川袋の小川の 7 河川が対象となっております。また、県管理では奈曽川、清水川、赤石川、象潟川の 4 河川があふれ、一部道路や橋に被害が出ておりました。幸い、電気、ガス、水道等のライフラインには影響がございませんでした。特に鳥森川は降雨時には河口付近の平沢地域や鈴地域の道路、住宅地などがたびたび冠水することから、これまでもさまざまな排水対策の工事を行ってまいりました。今年については先ほど市長も申し上げましたけれども、上流部で分水すると。そしてその鳥森川自体の負担軽減を図る工事を行っております。また、鈴地域内の住宅

地域内の排水路についても整備を行っているところであります。また、県河川の奈曾川や赤石川、象潟川については、氾濫規模にもよりますけれども、今まで道路の崩落、橋脚の崩落、そういうことがありました。さらに民家への冠水が予想もされます。このため、県では同河川の洲ざらいを行い、その断面確保と水位の上昇を防ぐ工事を行ってきております。

次に、一昨年の大雨で田んぼに被害を及ぼした河川の修復でございます。これについては 19 年災によって被害を受けた、これ県管理の河川でありますけれども、横岡地区、本郷地区の清水川、これについては今年、22 年度を完成として現在工事施工中であります。また、市管理である大竹地区の衣川については、昨年にブロック積みにより修復工事を行っております。

次に、ゲリラ豪雨に対する被害のシミュレーション等についてであります。これ、シミュレーションと言えるかどうかわかりませんが、金浦地区のまちづくり交付金事業で実施している塩焚浜、あるいは地蔵町内、金浦中飛線の排水工事、それから鳥森川の分水工事については、計画断念を決定する際に流域の面積、あるいは計画降雨の強度、これらをもとにして設計を行いました。例えば塩焚浜地区については、満水時の潮位の高さをプラス 50 センチ、そして 1 時間当たりの降雨量を 70 ミリに設定し、その排水を行う工事対策を行ったところでございます。さらに漁港近くに貯水池も設置いたしました。これにより近隣の家屋の冠水を防ぐということになりますけれども、ただ、これはあくまでも 1 時間当たりの降雨量が 70 ミリという設定にしております。過去の 30 年間の統計を見ましても、最大で 60 ミリの降雨量ということから 70 ミリに設定をいたしております。ただ、70 ミリ以上降ると、この間のこの地域、90 ミリという降雨には、どうしても対応できかねる状況になります。また、鳥森川については、現在の排水計画で排水できる雨量を計測いたしました。これによると、時間当たり 12 ミリという結果が出ております。この数値については、日ごろその頻繁に降る雨量でありますので、鈴地区に流れ込む前に負荷の軽減を図る必要があるということで、いろいろ御相談を申し上げております。コンサルタントのほうからは三つの方法があるだろうと。一つ目については、今現在工事を行っております平沢変電所脇の水路に分水すると。そして県河川である大砂川に抜くと。二つ目については、さらに下流の国道を横断している水路を線路沿いに、これも県河川の大砂川まで分水すると。三つ目については、最上流といえますか、鳥森川に入る前に、その上流のほうで塩焚浜のような広大な貯水池を設けるかと、そのような三つの方法がコンサルタントからは示されております。先ほど申しましたように、今年は最初に申し上げた平沢変電所付近の分水、これを行っております、これによって 1 時間当たりの降雨 19 ミリに対応できる排水工事となります。このほか、この後、残りの二つについても施工が可能かどうかというのは、県との検討材料になるところでございます。

また、初動対応マニュアルの件でありますけれども、地震等さまざまな災害に対応するには、にかほ市地域防災計画により対処することとなりますけれども、予防・復旧などの防災活動は、市民の生命、身体及び財産を守ることが最大のテーマと位置づけいたしまして、いち早い初動体制に入れるよう、地震等緊急対応職員初動マニュアルを作成し、毎年更新されております。基本的には、このマニュアルに沿って行動することとなりますけれども、局所的なところ、例えば赤石のアンダーの下、あるいは仁賀保高校に行く前のアンダー、それから住宅の床上浸水が想定される鈴地区、

これらについては、マニュアルはありませんけれども建設課内でそういう初動体制を組むと、そのようなことでそれはもう恒例的に自然に動く体制にはなっております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） 次に、5点目の津波対策についてお答えをいたします。

始めに、避難場所の標高表示についてでございますが、御指摘のとおり津波避難地図には避難場所の標高表示がされておられません。これは象潟地域、金浦地域の地図も同様となっております。理由といたしましては、地図を作成する時点では測量調査が行われていなかったために正確な標高がわからなかったという事情があったようでございます。当時使用できた標高のデータとしては、国土地理院の地図に表示されている等高線だけだったと聞いております。

また、避難地図は3.9メートルの津波を想定して作成しているものでございますが、指定の避難場所はすべて7メートル以上の場所にあったことから、地図への標高表示の必要性の有無については、作成時点においては議論がなかったようでございます。無論7メートル以上の場所というのも国土地理院の地図の等高線から導き出したものでございます。

そこで、御指摘のような市民の皆さんの不安や安心を勘案いたしまして、平成21年度にはすべての避難場所の測量調査を実施いたしました。平成22年度事業として進めている避難場所の看板整備事業では、現地に設置する看板には標高を表示することとなっておりますので、市民の皆さんの安心につながって避難する際の目安にしていだければと思っております。

二つ目の津波避難地図の想定でございますが、一つ目の御質問でもお答えしましたように、避難地図は平成8年に作成されました秋田県地震被害想定調査に基づきまして、最大で3.9メートルを想定して作成されております。7メートル以下の地域を黄色の避難対象区域としておりますのは、津波が陸地に遡上した場合、波高がより高くなると言われておりますので、安全を考慮しまして7メートル以上の白色の場所に避難していただきたいという趣旨で作成しているものでございます。

三つ目の7メートルの津波が来たと仮定した場合でございますが、場所によっても異なりますけれども、仁賀保地域ではJR線、または国道7号線より海側が浸水、金浦地域では旧国道より海側が浸水、象潟地域では一部においてJR線、国道7号線を越えて浸水することが予想されます。また、河川を遡上した津波によって海岸から遠く離れた標高が7メートル以上ある場所が被害に遭うことも予想されます。いずれにしても海岸部に人口が集中している当市でございますので、大きな被害も想定しておかなければならないものと思っております。想定している3.9メートルの津波のシミュレーション結果が地域防災計画に掲載されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

四つ目の避難場所の整備管理についてであります。集落の公園などに位置づけられている場所については集落に管理をお願いしておりますが、市の条例で設置している公園、都市公園、農村公園などについては市で整備し維持管理をしております。なお、現在整備中の芹田地区津波避難場所については、集落の要望により市が整備を行っておりますが、整備後の維持管理については集落と地権者の合意を得た上で集落に管理を行っていただくことになっております。他の避難場所につきましても自治会や自主防災などの協力をいただきながら、より適切で効果的な維持管理体制をつくり

上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 19 番齋藤修市議員。

●19 番（齋藤修市君） 二、三ちょっと再質問させていただきます。

最初の危険箇所ですね、何というんですか、予知というんですか、確かに先ほどの御答弁では、6 月と 8 月に地すべり等々のところは調査をしていますと。異常ございませんでしたという御答弁でしたけれども、例えばですね、あの危険予知というんですか、例えばどっかから水が吹き出してきたら逃げれとか、石ころがころころ落っこってきたら何か避難体制とれとか、何かそういうですね前兆というんですか、被害の前兆がわかるような、その対象になる地区の人たちにですね、例えばどっかに亀裂が出たら大変だよと、すぐ逃げろと。石ころがころころ落ちてくるようだったら危ないから避難せよと、何かそういうふうな——それは地域によって、環境によって違うと思うんですが、そういうものが必要じゃないかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

それからですね、二つ目はですね、地震で山間部は山崩れ、それから海岸端が一番恐ろしいのは先ほどから申しましたように津波でございます。大きな問題としてですねインフラはいろいろな形でお金や整備できると思うんです。例えば防災無線の一元化とか、それから道路を整備するとか、看板を立てるとか、明かりをつけるとか、こういうことはやれると思うんですが、いろんな会合で話を聞くのはですね、単純に言えば、おらなば津波来たたって逃げれねと、だからそういうような整備されていても、俺なば津波からもっていがいるもんだと、こういうふうなお年寄りの話っていうのは結構出るわけです。ですから、基本的にはですね、やはり今 3.9 メートルを想定した防災マップになっていますが、じゃあその 4 メーターぐらいの防壁をですね、何年間かかるのかわかりません。ただ、そういう計画、将来的なビジョンの中にそういう計画も必要じゃないかな、このように思うんですが、その辺はいかがでしょうかと。

参考までにですね、北海道南西沖地震というのがございましたですね。奥尻島が全滅したと言えば語弊ありますけど、このときにやはり 230 名の方が亡くなって 29 名の方が行方不明になっていると。被害総額が 1,243 億円、これもすごく大きな自然災害だったわけです。その自然災害が起こった後のですね対応、これを調べてみたら、高さ 11 メートルの防波堤をですね延長 14 キロメートルつくったと。それから避難路の整備をしましたと。これはですね、夜でもわかるように太陽光とか何かの電池を利用したんだろうと思うんですが、避難表示が夜でもわかるような表示板をつくりましたと。川の逆流というのが一番大きな被害をもたらすと言われていています。そのために自然的に閉まる津波の水門をつくりました。それから、学校をですね、小学校だそうですが、よく構造はわかりませんが、プロティ構造というんだそうです。要は高床式の構造の小学校をつくりました。港には避難シェルターをつくったと。もう逃げる暇がなければ、そこに逃げなさいよというようなことを実際にやられたと。これ何十億円かかったか、何百億円かかったかわかりません。そこまでちょっと調べきれなかったんですが、いずれにしてもですね、やはり事故が、事故とか災害が起これば、何らかの形で国・県等々を動かしてそれなりの事業をやるわけです。ですから、すぐそれができると、当市において財政能力等々も含めてですね、それは今考えて無理な話な

んですが、そういう計画等々がやはり構想の中にですねあってしかるべきじゃないかと思うんですが、その辺の考え方をひとつあわせてお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 最初に、危険箇所の危険予知、あるいはその前兆があった場合の対応、あるいはその対策といいますか体制をとるべきじゃないかという御質問であります。私どももその現地確認へ行った際に、当然その地区に関係する家屋の住人とも話してきております。ですから、日ごろからちょっと変わった部分があったら、例えば崖の部分膨らんできたとか、あるいは石ころがこぼれてきたよというような前兆があった場合は、すぐ教えてくださいというようなことは申し上げております。それに沿ってすぐ飛んで行きまして、その状況を見て対応することとなりますけれども、ただ、今後については、そういった場合の具体的な関係する家屋の避難等について、こうしなさいというものもある程度申し上げていけるように検討してまいります。

また、その被害があった場合、集落全体でも対応していかなければならないというようなことで、座談会等でそういうような危険箇所を抱えている自治会については、座談会等でも対応等について申し上げていきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） 先ほど御指摘あったように、今まで火山防災マップ、あるいは津波の避難地図、あるいは今年に入りまして地震防災マップ、いわゆる3種類のマップをつくりまして市民の皆さんに提供しております。今後につきましては、まだ時期は決まっておりませんが、今後です。今後は土砂災害ハザードマップ、洪水マップなどについても、県と協議をしながら作成していきたいという具合にして考えております。その場合には、今御指摘があったような石ころが転がってきた、あるいは音がする、水が流れてきたという場合には、十分お気をつけくださいというようなその市民の皆さんへのお願いというか周知するようなものも入れまして、このマップの作成には十分——考えてつくってまいりたいと思っております。

それから、いわゆるハード、防潮堤などのハードの整備でございますが、確かにあればそれにこしたことはないと思っております。でも現実の問題として、齋藤議員も御承知のとおり、なかなかその財政的な理由で進まないというのが実際でございます。10メートルの、あるいは7メートル以上の津波を想定した防潮堤をつくる、あるいは百年に一度の雨を想定したものをつくるというようなことはなかなか難しいので、何とか住民の皆さんの意識というかの中で対策として進められるようなことを今は一生懸命に頑張っていきたいということでございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今、総務部長からもお答えありましたが、やはりね根拠がない形での施設整備というのは、補助事業に採択してもらうためにも、まず無理だわけですよね。だから今の形では、秋田県の津波想定の中で3.9メートルという形のものがありますけれども、今、にかほ市の現状を見てみますと、海岸保全区域については4メートルから4.5メートルの護岸、それから近接海岸については5.25メートルの高さまで整備が進んでおります。ただ、津波というのはその地形によって波の高さが変わってきますから、それで万全とは言えないわけですが、なかなかこの

ような公共事業を取り巻く環境の中では、施設整備というのは難しい状況にあります。

それから、一番心配なのは、私も先ほどお話ありましたように、河川の河口部分、これをどう波を抑えていくかということで、例えば象潟地域の例を出してあれですけども、象潟河口についても旧町時代から、あそこに離岸堤をつくってやれないかという話もしてまいりましたけれども、結局は離岸堤をつくると漁業者との関係がございまして、これもなかなか実現できませんでした。

いずれにしても、ハード部分の施設整備も大切でございますが、まず先ほど総務部長がお答えしたように、まずは人命を第一に考えながら、できることをまず積極的にやってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 19番齋藤修市議員。

●19番（齋藤修市君） いろいろ財政上の問題等々、私も十分理解をしております。ただ、やはり我々がですねそういう意識を持っているかどうかということが非常に重要じゃあなかろうかなと、このように思っております。私が考えたことはですね、長期的な実施計画、それが計画の何分の1、何十分の1、または何百分の1かもしれないですけど、何かそういう災害に対する危機なるものをですね毎年1,000万円でも5,000万円でも積み立てていくというようなことができれば非常にいいんじゃないかなというふうに、これは要望をして終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで19番齋藤修市議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 0時59分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番奥山収三議員の一般質問を許します。3番奥山収三議員。

【3番（奥山収三君）登壇】

●3番（奥山収三君） 3番奥山収三です。昼からの一般質問に、よろしくお願いします。

私のほうからは、今回三つの項目にわたり一般質問をさせていただきます。

まず一つ目、消防署員への貸与品及び各技術講習、資格取得講習等への援助または助成について。市長さんは消防署の防災訓練や消防団の各種競技会等で、常に我々市民の財産や生命を守ってくれる署員に心強く思っていると。また、十分な活躍をお願いしますというような内容の言葉が話されておりますが、これに関しては私も全く同感であります。つきましては、先般私が所属している総務常任委員会が行った消防署視察の折に、各署員の所持品としてウインドブレーカーや救急隊が使用する聴診器等は個人個人が準備しているというような説明を受けましたが、必要と思われる個人使用の各装備品または道具類は、当然貸与されるべきものであり、また、貸与された各装備品や道具類が損傷または破損した場合には、速やかに交換されるべきものであると思います。それらの不備により万が一活動中に署員の事故につながらないとも限らず、十分な装備を備えて活動され

ることを強く望むものであります。この点について次の二点で質問いたします。

この一つ目に関しましては、例規集のほうに載ってございましたので、表でお知らせくださいという件に関しては、これは結構でございます。ただ、例規集に載っていないもので何か別に貸与されるものがあるのかなのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

二つ目のそれら貸与される各装備品や道具類の交換頻度、どの程度の破損や損傷で交換されるものなのか、それもひとつお聞きいたします。先ほどお話しました例規集には使用期間というのがありまして、例えば夏制服の長袖上下に関しては、1着まず5ヵ年というようなことが載っていますが、果たしてそのような頻度で交換されているものなのかどうか、それをひとつお知らせください。

次に、昨今の消防署員の活動範囲は多岐にわたり、これはレスキュー隊、救助隊員というのかもかもしれませんが、非常に危険な、また一般市民の考えの及ばない特殊な技術や資格を要求されるものと思いますが、そのような活動に欠かせない各技術講習や資格取得講習への受講料等の助成について、次の2点について質問をいたします。

一つ目、市では署員の各講習等への助成はされているのでしょうか。また、助成されているとすれば、その講習の種類と助成の割合、大体どれぐらいの割合で助成されているものなのかお知らせください。

二つ目は、助成していないとすれば、今後助成する予定はないのかどうか、それも重ねてお尋ねします。このことは我々市民にとっては非常に重要なことであり、仮に助成していないとすれば、たとえ全額であれ助成すべきものと思われれます。そして各種資格取得された上で高度な技術による安全な活動をされ、市長さんが言われている市民の財産と生命を守るためのさらなるしっかりした活動を望むものであります。

次に、当にかほ市への転入者、または誘致企業等への税の軽減優遇制度についてお尋ねします。

先日、所属する総務常任委員会の研修視察で富山県の滑川市と上市町へ行ってきましたが、その際、滑川市では誘致企業に対し各税の優遇制度があることが説明されました。当市ではこのような誘致企業に対し税の優遇制度があるのでしょうか。各企業が別の土地での操業を考えた場合、周辺事情、自然環境、また各交通機関等、諸条件がほぼ同じようであるとすれば、少しでも事業に負担の少ないような選び方をするのは当然と思われれます。例えば固定資産税、事業税等の向こう何年かの減税に配慮し、同じように他市町村から転入する一般市民にも適用されるように、にかほ市でも考慮する必要があると思われれます。少子高齢化が進み、毎月の広報にかほ市を見ますと、亡くなられる高齢者がたくさんおり、当市の人口は毎月減る一方の状態の中で、少しでも転入者がおり、人口が増えることは喜ばしいことと思います。税の軽減は一時的には多少の税収の減少になるわけですが、長い目で見れば決して減少ではなく、むしろ増収につながるわけですので、次の2点について質問いたします。

一つ目、当にかほ市に誘致企業や他市町村から転入する一般市民に対する税の優遇制度があるのでしょうか。もしあるとすれば、その制度をお知らせください。

二つ目、税の優遇制度がないとすれば、今後、優遇制度を設けることを前向きに検討すべきと思

われますが、その点どのように考えているのかお知らせください。

上記2点につき明解な答弁を希望します。このような税の優遇を制度化することにより、少しでも人口増につながるものと思われまし、また、言うまでもなく仮に優遇税制を設けたところで経費がかかるわけでもなく、転入しようとする方にしてみれば、大変有効な制度と思われましので、ぜひ前向きに考えてほしいことです。

次、三つ目の質問項目です。にかほ市の敬老会のあり方についてお尋ねします。去る10月14日、象潟地区の敬老会が催され、相前後してにかほ市各地で同じく敬老会が開催されましたが、その際に健康状態等でどうしても出席できない方もたくさんおられたことと思ひます。その出席できなかった方々に対して何の配慮もなかったとのことであり、各方面から問い合わせや苦情が寄せられました。中には出席したくてもなかなかできない方もおひます。そのような参加することができなかった方々への配慮が足りなかったのではないのでしょうか。聞くところでは、かつては参加できなかった方へは記念品か何か配られたとのことですが、やはり今後何らかの配慮があつてしかるべきと思ひます。また、参加された方も、幾らの予算かわかりませんが、とても老人が食べれるようなものではなかったというような苦情も寄せられておひます。この件につき、下記3点で質問いたします。

一つ目、にかほ市の市民サービスセンターや福祉関係等に、このような同じような苦情や問い合わせがなかったのでしょうか、どうか。

二つ目、今後の敬老会の見直しを考ひているのかどうか、欠席者への何らかの配慮です。

三つ目は、多少細かくなるのかもしれませんが、事前に敬老会で出される食べ物についてチェックされたものなのかどうか、または内容について要望されたものなのかどうかをお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、消防署員への貸与品と各技術講習への援助、助成についてでございます。

御承知のように複雑で多様化する災害、事故、そして救急救助などにおいて消防職員は昼夜をたがわず活動を行つておひます。御質問の消防装備の充実は、消防職員の安全を確保する上で必要不可欠なものであり、このことが市民の生命と財産を守ることに大きくつながるものであると考ひておひます。

また、各種技術講習、あるいは業務遂行に要する資格講習等も、これもまた必要不可欠なものでありますので、装備や資格取得に要する経費については、基本的には公費で賄うべきものとして考ひておひます。

詳細については消防長がお答えをいたします。

次に、税の優遇制度についてでございます。

にかほ市においての税の軽減優遇措置は、工業振興条例に基づく制度と観光施設設置奨励に関する条例に基づく制度がございます。いずれの制度も固定資産税の課税を減免するものであります。平成22年度においては工業振興条例に基づくものが17社54件、観光施設設置奨励に関する

条例に基づくものが2社4件の免除を行っております。控除した固定資産税は工業振興条例によるものが2,907万6,500円、観光施設設置奨励に関する条例によるものが829万5,200円、合計で3,737万1,700円となっております。また、課税免除の期間は、指定後あるいは施設の事業開始後5年間となっております。

こうした条例は、雇用機会の増大や将来の固定資産税増収につながり、市の発展、繁栄に欠かせないものとして支援を制度化しているものであります。特に工業振興条例については、昨年の12月定例議会において全部の改定を行い、さらなる支援の充実を図ったところでございます。

いずれにしましても、企業誘致という形で市の企業誘致条例に該当する場合は、当然ながら県のほうの企業誘致の関係も指定を受けることとなりますけれども、私の今の記憶では、県のほうでは制度は関係なく誘致された企業に対しては最大で20億円まで支援するという形になっております。

なお、他市町村から転入する一般市民に対する税の優遇措置等は現在ございません。

次に、転入者に対する税の優遇措置についてでございます。税制の面から見ると、住民税は日常生活に身近なかかわりを持つ都道府県や市町村の仕事のための費用を、それぞれの住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金であります。いわば住民として暮らしていくために支払いしなければならない会費のようなものでございまして、公平に負担するのが原則であります。

また、固定資産税については、その資産を所有することに担税力を見出して課税される物税であるとされております。減免規定の適用については、個々の納税者の担税力に着目して、真にその能力が薄弱であってやむを得ない者に限り適用されるべきものであると考えております。もし御提案のように転入を理由に減免するにしても、住民税の場合は仕事のために単身赴任する転入、実家等へUターンするための転入、施設等への入所のための転入、永住のための転入等々さまざまなケースが考えられます。また、固定資産税の場合においても転入者が取得した固定資産税と、もともと市内に在住していた市民の方が生活のために取得した固定資産税など、これもまたさまざまなケースがありますので、軽減優遇制度を設けるにしても公平感という観点から大変難しい問題であります。ただし、生活の困窮や災害など予期せぬ事情により納付が困難となった場合は減免などの措置が必要でありますので、それについてはそれぞれの税条例の中に基準等が定められているところであります。

本市の人口増加等を目的とした施策の一つとしては、定住促進事業があります。ホームページに、にかほ市定住支援総合情報を掲載し、空き家に関する情報や定住された方の体験談などを紹介しております。また、東京都内での定住促進セミナーや本市での定住促進ツアーを開催しておりますが、それによって定住された方は残念ながら現在のところはありません。今後、Iターンなどで市民となった場合は、市の施設を利用する優遇制度なども検討していくとしておりますが、御提案の税の軽減優遇制度については、例えば固定資産税を一定期間軽減することも考えられますけれども、税制の面からすると問題もあると考えておりますので、いろいろ検討しながら、例えば税相当額を助成するというふうなことも含めて、他自治体の例を参考にして検討をしてみたいと思っております。

次に、にかほ市の敬老式のあり方についてであります。

にかほ市には敬老式の対象者となる 75 歳以上の高齢者は、市政報告でも申し上げましたが 4,600 人ほどで、今年度は 1,301 人の方から参加をいただいております。合併する以前は旧町単位で欠席者へも記念品を差し上げた時代もありましたが、高齢化の進展や行財政改革などさまざまな要因もあり、現在は行っておりません。

御質問の敬老式の見直し、欠席者への配慮についてであります。年々高齢者が増加し、会場等の確保を含め現在も 5 回に分けて実施せざるを得ない状況にあります。当然ながら敬老式のあり方について、見直しをしなければならない時期にきていると思います。例えば隣の遊佐町では、既に自治会に委託して実施しておりますし、他の市町村においても委託や、あるいは廃止なども検討をされていると伺っております。にかほ市としては、できる限り実施して、または形を変えても継続してまいりたいと考えているところでありますが、欠席者に対しては以前に戻るような記念品は考えておりません。現在でも敬老式の際に、80 歳から 5 歳刻みではありますが 100 歳の方を除いた全対象者に出欠を問わず長寿祝金を差し上げているところであります。

その他の質問については担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（下居和夫君） 奥山議員の御質問にお答えいたします。

前段の二つ目の御質問の、それら各装備品や道具類の交換頻度についての御質問であります。規則で定めるものについては全般的に規則の使用期間よりも超えて貸与しているのが現状であります。それ以外に支給している装備品等としては、消防隊員にはアポロキャップ、安全带、防火長靴、防火手袋、ヘッドランプ、ゴーグル、ヘルメット、捜索用編み上げ靴、救急隊員には感染用帽子、救急用グローブ、マスク、安全靴、ゴム長靴などを支給しております。これらの更新については、各個人の申請により破損状況を担当職員が確認して更新をしておるところであります。

また、御質問にありました聴診器及びウインドブレーカーを個人が準備していることにつきましては、聴診器は救急車に装備されておりますが、個人的に高度なものを自分用に持ちたいということから個人所有しているものでございます。ウインドブレーカーにつきましては、冬用防寒衣を支給しておりますが、救急車内で活動しやすい薄手のウインドブレーカーを職員が共同で購入し、活動及び通勤用として着用しているものであります。これも消防本部が認めているものであります。

今後は、防寒衣など同一のものを一律に支給するのではなく、各隊の活動に適したものを支給していきたいというふうに考えております。

次に、後段の一つ目、二つ目の質問の署員の各講習及び資格取得等への助成と今後の助成予定についての御質問であります。御指摘のとおり昨今の消防活動は多岐にわたり、さまざまな免許が必要となってきております。講習等の種類については、救助関係では水難救助隊としての潜水士の資格、潜水技術研修、小型船舶二級免許や救助工作車の操作のために小型移動クレーン運転技術講習、玉掛け技能講習、また予防関係では、予防技術検定資格などがあります。今後も消防活動に不可欠な免許講習については、全額公費で取得される予定であります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） 奥山議員の御質問にお答えいたします。

始めに、苦情や問い合わせがなかったかの御質問でございますが、象潟地域の参加者1名の方から、敬老式に参加されました次の日に直接担当課の子育て長寿支援課のほうに、料理等に対する苦情が寄せられてございます。また、同地域の民生児童委員の方からも、後日、料理の件と欠席者に対します記念品のお話をいただいたところでございます。それ以外については市民サービスセンター一等への苦情などは寄せられてございません。

次に、敬老式の際の食べ物について、チェックと要望についての御質問でございますが、事前に折詰の内容についてはメニューを書いて提出していただいております。当日出される食べ物のチェックは直接はいたしておりません。ただし、限られた予算の範囲内で高齢者に合った食べ物を出していただくよう、会場施設の代表者との打ち合わせ、これは数回ございますが、この際に折詰の中身について高齢者であることに配慮してくださるよう要望をいたしまして、地元高齢者の敬老式であることに御協力と御理解をお願いしているところでございます。今回のこの苦情の件につきましては、すぐに後日、業者のほうにお伝えし、二度とこのようなことがないように十分注意を申し上げているところでございます。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 3番奥山収三議員。

●3番（奥山収三君） 今御説明いただきました件について、ちょっと再質問させていただきます。

まず、消防署員への貸与につきましてですけれども、今、市長と、それから消防長からの答弁をいただきまして、助成につきましては全額公費で賄うということにするということで、大変心強く感じました。

それと、聴診器につきましてですが、何かこれは救急車に1台確かに取りつけて備えてはあるのだということでしたんですが、例えば個人的に一たん身につけたものを、またほかの人が身につけるとするのは、ちょっと気分的にちょっと嫌じゃないかなという気がするんですね。ですから、できればその件に関しても、ぜひその貸与品として項目に挙げて、聴診器も救急車に乗る方は全部貸与すると、全員に貸与するというような姿勢をとっていただければありがたいかなと思います。

それで、先ほどちょっとあれに戻りますけれども、9月12日ですか、確にかほ市の防災訓練があった日に、旧象潟町で行方不明者が出まして、たまたまそれが家の裏だったんでずっと見ていたんですが、そのときに救助隊員の方だと思うんですが、シュノーケルをくわえて四、五人、海に入ってずっと捜索してもらったんですが、結果的にはその日は見つからなかったというようなことでしたけれども、あの場面を見ていまして、非常にこのどうでしょう、先ほどもお話したように、我々一般市民では想像もできない、想定もできないような活動をされているというようなことをすごく肌身に感じましたので今回のこの質問になったわけですが、いずれにしてもそういう高度な技術、もしくは講習等にかかります費用に関しては、先ほどもお話したようにぜひ全額支給でちゃんとした資格を、もしくは技術をもって我々の生活、もしくは生命、財産を守ってくれるようなしっかりした活動をしていただきたいと思います。

その聴診器に関してですね、ちょっと一つだけ質問いたしますので、それだけひとつお願いしま

す。

それと、にかほ市への転入者への税の優遇制度、それは今のところ考えていないというようなことをおっしゃっていましたが、ちなみに今後、いろんな問題はあろうかと思えます。一朝一夕にはなかなかいくもんじゃないと思えますが、先日あるその方、にかほ市に転入してきた方なんです、その方とお会いする機会があって、また話す機会がありまして、いろんな話の中で、今お話ししたような優遇税制があれば非常にありがたいというようなことをお話されていまして、これはその方だけじゃなくですね、私の知っている方で何人かそういうその東京在住の人がいるんですが、そういう方々も同じようなことをちょっとにかほ市でも優遇税制をやってくれたら非常に帰りやすいんだけどなというようなことをちょっとお話されたことがありましたので、再度、将来にわたり考えるおつもりはないのかどうか、今、今の問題じゃなくても、向こう何年か後にはそういう制度を制定するようなお考えはないのかどうか一度お尋ねします。

それと、この敬老会のあり方についてですが、一応まだ今の形態で今後とも続けていくというようなお話されていましてけれども、形を変えて継続、もしくはこのままの状態で作るのかどうかは別としまして、記念品は考えていないというようなことでしたけれども、別にその記念品というものにこだわらなくても、例えば——これは忌憚なく言いますと、紅白のまんじゅう一つずつでも、紅白ですから二つセットですか、セットで配る、それもまた一つの方法かと思えます。何らかの形でやはり配慮していくべきではないのかなと私は思います。それをまず要望して、よろしく検討いただければありがたいと思えます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（下居和夫君） 聴診器の件でありますけれども、救急隊員が救急隊としての隊員としての資格取得するために学校に入校するわけでありまして。そのときに教材として聴診器も配付されるわけでありましてけれども、その教材となるものが非常に安いものだということでありました。しからば性能はどうかといいますと、教材としての性能はあるそうでありまして、今後、現場として果たして有効なものか調査をしながら、今後考慮していきたいなというふうに考えております。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） 転入者の税の減免についてお答えします。先ほど市長がお答えしたのは、考えてないという具合の趣旨で回答したのではございません。ほかの自治体の例なども参考にしながら検討してまいりますという具合にしてお答えしました。税の減免というのは、その公平という観点からいろいろな問題があるものですから、——いろいろ問題があるとすれば、例えば助成という形ででもやってみたいと、いわゆるほかの自治体でどのような方法をやっているかということを検討しながら進めていきたいというような趣旨でお答えをいたしました。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） 要望というようなことでございますが、市長からもお話あったように、以前に戻るような記念品の贈呈は現在の段階では考えておりません。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 3番奥山収三議員。

●3番（奥山収三君） 以前に戻るようなということは、ちょっと私もわかりかねるんですが、先

ほどちょっと話したように、例えば紅白のまんじゅう一つも考えられないということですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） お金とかそういうことじゃなくて、高齢者でも安心して暮らせる福祉のまちという形で、例えば集落サロンとか、あるいはバリアフリー化するための助成とか、高齢者に対するいろいろな施策はいろいろな形で講じているわけで、ですから私はその記念品どうのこうのじゃなくて、やはり今やっている、市がやっていることを見ていただきたいと思いますし、また、5年刻みでありますけれども欠席したに問わず、これは5年刻みに祝金も差し上げておりますので、このことは継続してまいりたいと思っております。したがって、部長が答弁したように、紅白まんじゅうも含めて記念品を欠席者に届けるという形のものはありません。

●議長（佐藤文昭君） 3番奥山収三議員。

●3番（奥山収三君） 一応答弁を得ましたので、この消防のほうに関しましても一応前向きにやっ—— 聴診器に関してもそうですけども、ウインドブレーカーに関してもそうなんです、やっただけということをおっしゃってましたので——。

それから、税の優遇、これも検討したい、市の施設等を使用しながらということの助成、または—— という形で、助成という形でもって、また、ほかの他市町村とのことを考慮しながら検討したいというような意見でもありますので、ぜひ前向きに考えていただいて、極力にかほ市に転入してくる方を、どういうんでしょうね、税のほうでは応援できるようやっただけだと思います。

それから、この敬老式に関してですが、一応市長さんの答弁とすれば、いろんなバリアフリーとかほかのほうでやっているということですので、じゃあより一層そちらのほうには力を入れていただくことにして、私の質問はこれで終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで3番奥山収三議員の一般質問を終わります。

次に、5番竹内賢議員の一般質問を許します。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

●5番（竹内賢君） 私は2点にわたって自分の考え方と実体験、そういうことを含めて、より高まった観光のあり方というものをお互いに考えていきたいという立場で質問をしたいと思ひますし、もう一点は図書館サービスの充実についても同じような立場で質問をしたいと思ひます。

最初に、この間の新聞でこういう提言がされた方がおります。秋田元気プロジェクトです。これは五城目町の方ですが、学生時代に旅行で九州を一周した際、地元の人々に「こんにちは」とあいさつされて驚いた。見知らぬ土地で見知らぬ人からの一言で気持ちが楽になり、その土地や人柄がよりよく見え、県外から呼び込んだ人に好印象を抱かせるのは、ものではなく人であると、こういうふうにしてありました。非常に私も同じ考え方があります。

もう一点というか質問に入る前に手紙をいただきました。奥の細道を全部歩き通そうというある御夫婦でした。この方が私が御案内した後の手紙で、今回の象潟から酒田までの旅は、まさに人との出会い、一期一会のすばらしさにありましたと。今までになく今回は何人からも声を掛けられ、皆さんお人柄のよい方ばかりでした。雨に打たれた九十九島は、鮮やかな緑の濃淡をなし、能因島

から見た風景は本当に美しかったです。もう一点、この方もう一つ書いているんです。その後ですね、あるところで泊まったときに、象潟です。注文して来た夕食がおいしくて、特に御飯が余りにもおいしかったものですから、つい宿で仕入れている生産者に直接送ってくださるように依頼をして、きょう注文してきたひとめぼれが着きましたと、こういうふうにして書いているんです。私はやはり観光というか、その真髄というのは、この辺じゃないかと思うんです。そういう立場で質問をしたいと思います。

きのう、鳥海山まるかじりセミナーに参加をしてきました。その中で鳥海山に囲まれた象潟、金浦、仁賀保、この土地が、より私はやはり誇りに思える土地として勉強をさせてもらいました。残念ながらこのセミナーがあることは、主催は由利本荘市でしたけれども、共催がにかほ市であります。残念ながら広報等でのお知らせ1回もありませんでした。この辺が私はやはりお互いに情報の発信というか、市民にももっと参加してもらおうと。郷土史研究会の方々は市のバスで参加をしておりましたけれども、これは動員のような参加を募り、そういうことじゃなくて、自発的に自主的にそういうものに参加できる体制を私は行政機関が、あるいは観光協会等も、そういうところがそういう機会を提供すると、そういう情報を発信すると、そういうことがこれから求められると思いますので、御一考をお願いしたいと思います。

観光アクションプランの実効性を高めるための課題であります。

平成20年3月に六つの基本方針からなるにかほ市観光アクションプランができました。秋田県もことし3月に観光振興プランをつくっております。講演などによく言われます、にかほ市の観光素材は豊富だと。私もふるさとに誇りを持っております。これまで行政と観光協会や商工会が中心になって取り組んでおります。新しい情報がどんどん入ってきます。アクションプランでは観光客300万人、宿泊客30万人が目標と設定されております。現状は、経済状況等も反映されていますが、各種イベントも含めて220万人ぐらいになっておりますし、宿泊は9万人から7万1,000人ぐらいに推移をしております。

最初に、この現状についてどのようにお考えになっているのか伺います。

それから、質問については提案もあわせて、ソフト面を中心にして伺いたいと思います。

一つ目は、秋田県観光振興プランでは、スローガンとして「こころとカラダに効く観光を育てます」です。そのところは、快適な滞在を求めて秋田を訪れる旅行者と県民一人一人がおもてなしの心で交流することで、旅行者はもとより県民や地域社会、経済が元気で幸せになる観光の仕組みを育てることです。そしてこのことを実行することで旅行者を迎える県民、私たちです、の心と体が元気になるという意味が私にとっては非常に新鮮な印象を与えてくれました。秋田の豊かな自然、歴史、文化、生活、食べ物、そしてその地域で暮らしている私たちが、秋田に来てくれた旅の人を「よぐ来てくれだ」と真心で迎えることだと思います。遊佐町では首都圏にアンテナを高くして情報発信していることだと報告されております。

最近、心残りな出来事がありました。9月18日、市内で行われた第23回平成奥の細道ウォーク大会が翌日の新聞報道で知りましたし、開会式が行われ、象潟駅前では市長が歓迎と激励あいさつをしたことが10月15日の広報で、「市内を歩く平成の俳人たち」として載っております。私たち

市民が事前に知っていたら、もっと別な形でお迎えできたのではなかったかと思っております。全国にかほ市のPRができ、リピーターとしておいでいただくためにも絶好の機会だったと思います。市はこの平成奥の細道ウォーク大会を迎えるに当たって、どのような取り組みをしてきたのでしょうか。アクションプラン基本方針では、実効性の高い情報発信を第一に挙げています。伺います。

2点目です。新聞等にかほ市のことについて意見や市民と接した経験について市外の方からの声が掲載されます。どのように対応されているのか伺いたいと思います。

3点目は、観光案内板等の再点検を提案します。奥の細道に書いてある能因や西行、また、来象した正岡子規や小林一茶など文人墨客のゆかりの場所に、詠まれた詩や句を掲出することによって、より親切な案内文になると思います。能因島に当たっては、松尾芭蕉が最初に船に乗って、まず能因島に船を寄せて「三年幽居の跡をとぶらひ」というふうに書いています。なぜ能因の三年幽居の跡をとぶらったのか、能因の詩があるわけですか。その詩をあそこにかけることによって、また違った趣が出てくるんだろうし、市民の皆さんも親しみがわくだろうというふうにして思います。

それから、奥の細道の象潟の部分、ぜひ市内のどこかに出していただきたい。大阪女子大学の名誉教授の上野洋三先生は、第21回奥の細道・にかほ市象潟サミットの記念講演で、「まず読んで、自分のところを書いているところくらい暗唱できるような環境をつくってほしい」と言っております。また、市の宣伝大使の山本健二先生は、10年ほど前から奥の細道に曲をつけて歌っておられます。最初につくられたのが象潟の部分だということで、芭蕉の句のところだけでも市民が歌えるような取り組みをするお考えはないのか提案をします。

4点目は、その旅先でその土地の料理を食べることは大きな期待を持った目的の一つだと思います。土地の産物を心を込めてつくり、接待することは、おもてなしの核心だと思います。先ほどの手紙の内容にもありました。今年、道の駅メニュー対決が由利地域道の駅連絡協議会の主催で3回行われました。ねむの丘も頑張ったようですが、残念ながら3回とも岩城が第1位となっております。また、ある講演で、訪れた人の背中声を聞くことが大切だと、その背中から発せられる声は本当の声だと聞きました。最近、ツアーで遠くからおいでになったお客様の声として、観光の施設で働いている人から実際に聞いた話ですが、市内の宿泊施設の食事が非常にまずかったという話を聞きました。先ほどの手紙の内容とまた違います。したがって、こんな声が市のほうに届いていないのでしょうか。

5点目は、象潟に島物語があります。私は数年前からこの物語の語りべを探してきました。残念ながら現在語れる人はいないようです。最近ですね、ここはちょっと議長のお許しを得て、元町職員って書いてるここは消していただきたいと——ここは朗読しません。確かな話として、数十年前に公会堂でお年寄りから当時のテープレコーダーで収録したときに立ち会った話を聞きました。しかし現在、郷土資料館でもそのものはないようです。こういう貴重な資料をですね、郷土の文化を引き継ぐことは、私たちの大切な任務だと考えます。観光の面からも貴重です。したがって、このような遺産が失われないような対策について伺います。

6点目は、日浴道の開通に向けての対応やTDKと深い関係がある韓国や中国、これは中国の場

合は西施の関係もありますが、観光客受け入れ対策を積極的に高ずることを求めたいと思います。県は韓国のテレビドラマの「アイリス」効果を再現させようと、誘致経費を400万円補正予算で計上をしています。にかほ市もロケ先誘致に名乗り上げることは考えられないのでしょうか、伺います。

大きな二つ目であります。図書館サービスの充実と象潟公民館図書室についてです。

1点目は、懸案となっておりますこの問題については、象潟公民館図書室の拡張とサービス強化については、耐震診断の結果待ちとなっております。結果は、耐震補強が必要で、補強工事順番が2番目に位置づけられております。現在の計画内容について伺います。

2点目は、市民からこのような声が聞こえました。小さいことですが、図書室、図書館というのは、公平に誰でもがというのが最重要課題です。こぴあは2階にあるため、高齢者や体の不自由な人には非常に利用しにくい図書館だという声が聞こえてきました。それから、象潟公民館の図書室では、日曜日など休日に県立図書館などの図書検索を依頼すると、担当者からそこまでのサービス提供は指導されていないというふうに言われます。こういうことについて、どのように考えられているのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは竹内議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、観光アクションプランの観光客数についてであります。

アクションプランの前期計画においては、年間交流人口300万人、宿泊者数30万人の高い数値目標を設定して、その目標を実現するために、これまで情報発信の強化、受け入れ態勢の整備、広域連携の取り組みなどに観光協会などと連携しながら努力を重ねてきたところであります。

しかしながら、現状の厳しい社会経済情勢の影響を受けて、また、グリーン・ツーリズムなどは、やっと立ち上がったばかりでありますので、受け入れ態勢も整備段階というふうな形にありますので、残念ながら目標には達していない現状であります。しかし、合併当時から見れば交流人口は40万人ぐらいは増えているはずであります。したがって、これまでの取り組みを検証しながら、市民をはじめ各種団体など多くの皆さんの協力を得て、目標に向けて積極的な取り組みをしてまいりたいと思いますし、また、そうした取り組みの中で地域経済への波及効果を高めていきたい、そういう思いであります。

先ほど御質問の中にいろいろ御提案ありましたが、やはりホスピタリティといいますか、要するに市民の皆さんがこぞってこうした観光客を迎えるということは大変重要でありますので、こうしたこともホスピタリティが高まるような形をどうできるか検討をしてみたいと思いますし、また、俳人などがその島々で詠んだ句などについても看板の設置なども検討をしてみたいと思っております。

次に、外国人観光客の誘致対策と「アイリス」のロケ先誘致についてでございます。

昨年、本県をロケ地として行った韓国ドラマ「アイリス」は、日本や韓国で大ブームを巻き起こしまして、仙北市や北秋田市などに韓国や全国各地から多くの観光客が訪れております。また、御

質問でありましたように、「アイリス」の続編についても韓国の製作会社が県内撮影に前向きな姿勢を示していることから、県では9月中旬に全市町村を対象にしてロケ誘致に関する会議を開催いたしました。その会議の中でロケ誘致意向調査を実施しております。にかほ市ではロケの時期や、あるいは経費の負担などは明確にされておりませんが、こうした情報を随時提供してもらうということでにかほ市では受け入れするとの意向で回答をしております。

また、外国人観光客の誘致を促進するために、先ほどもお話ありましたが、TDKからのお力を借りることも必要だと思っておりますが、本年7月には国土交通省の北前国際観光ルート開発事業の一環として、台湾の観光エージェントとの商談会、これも実施しております。今後とも国・県と連携しながら外国人の観光客誘致に努めていきたいと思っております。

他の質問については教育長並びに担当部長等がお答えをいたします。

訂正をお願いします。私、「ホスピタリティ」と言ったようですが、「ホスピタリティ」です。訂正をいたします。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） 竹内議員の図書関連の質問にお答えいたします。

一つ目の象潟公民館図書室についての耐震診断結果のその後の計画についてであります。現在、耐震診断結果が出まして、平成23年度からの実施計画に提出できる状況でございます。教育委員会担当事務局としては、公民館施設として平成23年度に実施計画を、平成24年度に改修工事を行う計画であります。その際に象潟公民館図書室についても、仁賀保の図書室や、あるいは金浦の図書館こびあとのバランスを考えた場合、やはり拡張等の対応はしなければならないと、そういうふうに考えております。この図書室の拡張により、より多くの市民にとって図書室の使い勝手がよくなると思いますが、利用者への貸出サービスなどの充実を図ることができると、そういうふうに考えております。

次に、図書館こびあは2階にあるために高齢者や体の不自由な人には利用しにくい図書館だという、こういう御質問にお答えいたします。このことについては、我々担当側でも以前から改善方法を模索してきました。図書館こびあのバリアフリー整備事業として、高齢者や体の不自由な人のために1階から2階への階段に、いす式階段昇降機の設置を計画いたしました。現在の実施計画に入れていただき、実施年度を平成24年度としております。

次に、象潟公民館図書室の日曜日など休日の図書サービスの対応についてであります。休日の象潟公民館の図書窓口の対応は、現在3人の臨時職員が交代で行っております。休日出勤の職員に対して図書サービスとしてパソコンなどの技術的な指導は随時行ってきております。しかしながら県立図書館の図書検索などパソコン操作技術が追いつかない臨時職員もおりまして、対応しきれない部分があったことは事実であります。臨時職員の研修を充実させ、対応できるようにしたいと、そういうふうに考えております。

なお、この臨時職員が技術的に克服できるようになるまでは、図書館こびあや仁賀保図書室に電話等で問い合わせをして、代わりに検索を行って回答してもらうというそういう方法と、従来どおり県立図書館相互貸借申込書、これに記入してもらい後日回答する方法で対応していきたいと考え

ております。

利用者の皆さんに対しては、しばらくの間、不便をおかけしますが、御了承いただきたいと、そういうように考えております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私のほうから1番の奥の細道ウォーク大会についての取り組みについてお答えします。これについては、第23回平成奥の細道ウォーク大会として社団法人日本ウォーキング協会が主催で開催されたものでございます。なお、山形県ウォーキング協会の事務局である遊佐町教育委員会からこの大会についての協力依頼がされております。スタートが象潟駅でゴールが遊佐駅となっております。休憩所やトイレの使用について協力依頼があったことから、この概要を知った次第でございます。イベント情報を得た場合については、その内容、あるいは時期にあわせて特産品の直売テントやパンフレットの配布ブースなどを備えましてにかほ市のPRを行っていくこととしております。今回の場合は、旅行者の方もですね参加者の宿泊等に関与していないと。参加者の方々についても、必ずしも市内のホテル、あるいは旅館を利用するという形態がなされておりました。当然団体での申し込みもされてなかったようで、結果的に情報の収集の時期がおそかったことから、市民への周知、あるいはその出発地である市長としてのあいさつと、このうちの市民への周知についてはできなかったのが実情でありまして、結果的に市長のあいさつのみとなった次第でございます。

今後の情報の収集についてであります。こちらでエージェント等に売り込みした企画商品で来られる団体等については容易に把握できるわけでございますけれども、その他の場合はなかなかその把握が困難な状況でございます。このようなことから、まずは近隣の市町村、山形県については遊佐町、あるいは酒田市、秋田県については隣の由利本荘市ともそのような情報交換ができるような連携を密にしていきたいと、こう思っております。

2番の市内の方が当市への意見や市民と接した経験等を新聞に掲載されているが、どのように対応しているかについてであります。最近では魁新聞の北斗星への掲載された筆者の知人によるエピソードが記憶に新しいところでございます。感想を寄せられた方については、恐らくいろんな観光地をめぐられていると思いますけれども、当にかほ市に来られた際の市の職員、あるいは駅の職員、あるいは旅館での対応、こういうものに非常にその感銘を受けたというようなことでありました。逆をとらえればですね、全国の各地の中でも、まだまだそのお客様におもてなしの心で接しているという姿勢が徹底されていないというのが物語っているんじゃないかなと思います。そういうふうな意見が出るということはですね。当方といたしましても旅館業組合での定例会において当事案を紹介しながら、もてなしの大切さを確認いたしております。

今後についても当にかほ市が観光交流人口300万人を目指すためにも、このような事案があった場合、広報等で紹介するなどしながら観光事業関係者や市民と一緒にあったおもてなしができるよう喚起してまいりたいと思います。また、物販施設や旅館、ホテル業組合とも、苦情や批判も含めて今後のホスピタリティ研修にも活用してまいりたいと思います。

それから、3番の文人の詩と案内看板の件でございます。にかほ市象潟には芭蕉奥の細道の足跡

をたどって毎年全国から多くの方が訪れるため、芭蕉ゆかりの場所や史跡に案内看板を設置しております。そのほかの象潟を訪れた文人たちの句や詩などを書いたものをゆかりの場所に設置してはという御提案でございます。例えばたわれた内容からその場所がわかるものについては、先ほど市長が答弁されましたように設置も検討してまいりたいと思います。ただ、作品のみでその場所がわからないものも数多くあるようでございます。これらについては、まずは観光客向けに、芭蕉を含めた文人たちのゆかりの史跡や作品を網羅したマップなどを作成してまいりたいと思います。また今年度、山本氏から象潟が収録されたCDを御寄贈いただいております。象潟部分の曲調が一般的な唱歌とは趣が異なり、市民が大勢集まるような場所で一緒に歌うようなものではないと感じていますが、いずれ貴重な作品を提供いただいておりますので、市の図書館にも貸出備え付けや全国俳句大会のイベント等で披露するなど有効活用を図ってまいりたいと思います。

次に、食事の不評についてでございます。現時点で直接に食事への不評は受けておりません。また、市の観光ホームページのほうにもそういった御意見は入っておりません。もし今後そういったことが起きれば、御指摘の内容を当該施設に伝え、場合によっては改善を喚起していきたいと思っております。

5番の島物語りについては教育委員会のほうから答弁いたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 5番のほうの質問の島物語り関連についてお答えいたします。島物語りはB4版で象潟ハイキングマップ、象潟散歩道の左隅に印刷してあるもので、九十九島の島の数々を島名を使い語るもので83の歌詞で構成されております。語りべですので、恐らく数十分ぐらいはかかると思っております。現在そのテープを郷土資料館や公民館などを探しているところであります。

次に、対策であります。資料館では毎年、テーマごとの企画展を開催しておりますが、その際に発掘した資料や市民による情報の中に、後世に伝えるべく郷土の歴史や、それに関したかたりべや歌詞などがあれば、レコード等に収めて保存、継承に努めていかなければいけないと考えております。情報収集にあつては郷土史研究会会員等の協力を得ながら、テープ等の解析やデータ管理等を行っております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 何点か再質問させていただきます。

市長も皆さんも私も同じですけれども、この間、魁新聞に載っていました。由利高原鉄道の応援大使の佐藤まつ子さん「まんず何でもやってみれ。やってみねばやる気も出でこね。」と、こういう言葉で書いています。したがって、市民みんながですね、おいでになった方に、「おはようございます」とか「こんにちは」とか「よくいらっしやいました」——まあよくいらっしやいましたはきれいな言葉、「よぐ来たな」でいいと思います。そういう形でしゃべれるようなそういう、業者とか、あるいは案内人とか、そういう人方ばかりじゃなくて、市民がみんなしてやはり迎えることができるようなそういうことをお互いにやはり考えていこうじゃないかということでの質問でした。

その中でですね何点か、一つ目はですね、これは 10 月に、これは象潟のサービスセンターでちょっとお聞きしたんですけれども、JTB の職員十数人が獅子ヶ鼻湿原に来たと。由利本荘市の場合は商工観光部長、観光振興課長、天鷲村、こういう人方がついて行ったと。たまたま、向こうのほうから来たらしいんですよ、由利本荘市のほうから。したがってついてきたというけども、我がほうでもそれに案内人を出しているわけですよ。そうすると、部長とか課長とかそういう人方も一緒に行って、これは JTB の職員ですからね、行って、ここ俺だのどこだと、あなた方来るなどは言わねたっていいども、やっぱりここおいだのどこで、こういってけだんだよということを職員の皆さんも情報が、あっこういうことあるよと、じゃあ待て、部長さ教える、課長さ教えると、それで一緒に行くとか、そういうふうして顔を売っていくとか、そういうことを考えていただければよかったと思うんですよ。これからもありますので、ぜひひとつそういう窓口とかそういうことに対しては情報をバースッと広げておいて、入ってきた、パッと行くと、そういうふうにしてやっていただければよかったというふうにして思います。

それから、ついせんだって私は、ついせんだって去年に載った新聞で上田市の観光課と電話のやり取りをしてきました。というのは、シャッターマンというのを上田城を中心にして、60 数歳のある人がシャッターマンということでカメラを自分も持ってないですが、旅行者が来たと、夫婦で来たと。そうすると、片一方を写して片一方を写さないって、あっ写してあげますよってシャッターを押すと。その役目を負うために、そのシャッターマンというものを商標登録したわけですよ。商標登録が認められて、これは利益を求める人は使えませんが、誰でも使ってくださいということで、これは上田市の観光課とやり取りして、これはああ皆さんどうぞお使いになってください、ただし利益とかそういうものはしなければいいですよと。観光協会にその人方を 30 数人登録をして、そして日本語と英語で名札をつけて、怪しいものではありませんよと。押してあげますか、どうですかということで押してあげる。これを一日何百回もやるというんですよ。こういう活動も市民でできるんじゃないかというふうにしてやり取りをして、どうぞお使いになってくださいと言われましたので、私も使おうかなというふうにして思って、ただ、怪しい者と言われないうにして、何とかわかるようにしてこうやろうかと、こういうふうにして思っていますので、この点もひとつ頭に入れて、もしお考えあったら伺いたいと思います。

それから、看板設置、いいです。それから、芭蕉が歩いたところのゆかりのところ、わかるところに看板を、マップをつくるというんですけども、これ残念な一言あるんですよ、一つ。これ、皆さん、これ奥の細道の今野又左衛門加兵衛宅の案内の看板ですけど、これ逆にしているんですよ。この矢印が横町のほうを向いているの。これでハ印さんに聞きに行ったら何人も来るっていうんですよ。どっちへ行けばいいんだって。大町のほうじゃなくて横町方向になっているんです。こっちになってないで、これはひとつ早急に直してください。

それから、山本先生の「象潟や〜」というあれですけども、これと、もし何でしたら、前もやっていましたけれども、「江山水陸の風光数を尽して」これは中学校の皆さんからやった、コンテストみたいなものがありましたな。こういうものをもう一度やはりふっかけてもいいのではないかと、よろしいのではないかと、こういうふうにして思っていますので、何とかひとつこういうことを検討してみ

ていただければなど、若い人もお年寄りもというふうにして思いますので、提案しますのでお願いします。

それから、図書館の関係です。図書館の関係、一定の方向わかりました。ぜひ一つそういうことでやっていただきたいんですけども、ただ、県立図書館とか、あるいは拡張する大きさ、それに応じてどういうやはり、例えば書架の配置だとか、あるいはあそこの場合は天井が低いので天井を高くするということはなかなか難しいと思いますけれども、天井が低ければ低いなりにどういう空間をつくるのか、もっとやはり同じような状態の図書館を見て歩いて、実際のイメージを持って作り直していくと、そういうことをぜひ検討をしていただきたいと思いますので、その点について伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 1 番の J T B 職員の研修で獅子ヶ鼻湿原に来たと、当方で誰も出席していなかったということについては、常日ごろ市長からも通常業務において「ほう・れん・そう（報告・連絡・相談）」をなささいということをおっしゃっております。こういうふうな情報が入った場合は、当然その課内、あるいはその部長までの報告、あるいは私から副市長、あるいは市長への報告というようなことを徹底していかなければならないんじゃないかなと思います。その中の一つでもあろうかと思えます。今後については、そういうふうな情報をいただきましたら、当方でも由利本荘市に引けをとらないような体制で臨みたいと思います。

それから、市内の観光地でのシャッターマンといいますか、それについて、シャッターマンという組織体制ができるかどうかについては、ちょっと今のところわかりませんので、上田市の状況も勉強させていただきます。

それから、案内看板の矢印の件については、早々に修正するようにいたしたいと思えます。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 5 番竹内賢議員、わかりやすいような質問してください。

●5 番（竹内賢君） そうだと思いますから、申し訳ありません。一つは、奥の細道の象潟の部分のコンクールというかコンテストみたいなのを前やっていたんですよ。これはとっても中学生の子供とか立派にですね詠んだという、あるいは暗記をして音読したということが何回も見ていましたので、そういうことで深まっていくんじゃないかと。あるいはそれこそあれです、島物語り、できればですね、私もやはり語りべになりたいほうなんですけども、そのことで去年、おととしからずっと探してきたんですよ。なかなか見つかりません。したがって、もし見つかったらですね、これもやはりみんなで勉強して読み合わせできるのでないかと。あるいは、山本先生の歌についても、歌い場所、さっき言われました図書館に貸し出しとかそういったね、そういうのありますけども、何らかの機会でそのものを歌い合うとか、あるいは市民のいろんなグループに貸して、そして歌っていくとか、そういう広がりを持っていただければということでの質問でした。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） ただいまの御提案に関しましては、観光のほうとも十分連絡とりまして、できることから始めていきたいと思っております。

それから、図書関係ですけれども、まだ実施計画、まだはっきりしておりませんのではっきりは申し上げられませんけれども、やはりいろんないいところを見ながら進めていけばいいと思います。ただ、新しい図書館建設ではありませんので、制限される場所はあると思いますけれども、できるだけ考慮はしていきたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 私も勉強不足ですけれども、いずれにしても、例えば日本図書館協会の、これは子供の読書活動推進計画検討チームということで、子供の読書環境整備のためにチェック項目というのをを出されて、見ているかもしれません。したがって、そういうことも、あるいは日本図書館協会——皆さんのところでもにかほ市の図書館整備計画ということの立派な整備計画ありますから、そのとおりはいかにしてもできるだけ近付けるように、そしていろんなところを見て歩く、県立図書館からも聞く、そして来てもらう、そういうふうにして、現在の状況の中で最大限のものをつくっていくと。また後でっていうふうにはならないと思いますので、ですから天井が低い、低ければ高く見せるには何と、背が低いやつが背を高く見せるようにして、そういうふうなことを考えてですよ、ひとつ整備をしていただければいいなと思いますので、ぜひしていただきたいと思います。

最後に伺います。これは通告外でしたけれども、ここでも答弁できる内容ですから。秋田県は子ども読書夢プラン事業をやっています。これは去年からやっているんですが、去年は17市町村ですか、今回は24市町村が受け入れをしています。たった一つだけ受け入れをしていないのがにかほ市のようなんです。これは県のほうから非常勤職員というか臨時職員を派遣をして、各学校の、あるいは図書館の子供読書をやる環境づくりのためにいろんな提言をしたり、あるいは相談をしたりしてというそういう事業なようなんですね。にかほ市だけがなぜ受け入れをしなかったのか、希望をしなかったのか、そこを伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 竹内議員、通告外の質問ですので、今後十分に注意をお願いします。

答弁、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 1年間、夢プランに関しましてはやったと記憶しております。学校図書関係の充実も司書補助の方を入れましてやっておりますので、それ以外で十分対応できるという形でにかほ市では受けておりません。

●議長（佐藤文昭君） 関連質問ですか、通告外の。今の質問ですか。通告外の質問ですから、これで終わってください。

【5番（竹内賢君）「誤解あるようですから」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 再開

●議長（佐藤文昭君） 再開します。

5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 申し訳ありませんでした。今度はしっかり通告します。

観光の関係で、これは情報発信は一生懸命やりますとあります。それから、道の駅とか、あるいははまなすとか、そういうところについても情報発信するためのいろんな施策とか、あるいはパンフレットとか、そういうところへ置いているわけですよ。行政とそういう施設との意見交換というか、あるいは意思疎通というのが、そういうものが十分されているものではないかということが一つあります。例を言いますと、パンフレットについてです。これは言ったことあるんですけども、そういう施設のほうではそんざつしているんですよ、財政が容易でないからパンフレットについては置く場所とか多く置かないとか、持って行かれたら大変だとか、そういうふうにして実際にやっているんですね。そうじゃなくて、そういうところが情報発信の基地ですから、そういうところには潤沢に、財政の問題、ないとは言いませんけども潤沢に置くとか、そういうふうにして、来た人がいつでも手に取って見てもらえる、それがパンフレットだと思うんです。3 種類ばかり出していますけれども。したがって、そのところはそういう施設と十分な意思疎通がされているのかどうかですね伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（武藤一男君） 以前、竹内議員のほうからもいろいろアドバイスをいただきまして、ねむの丘等でパンフレットがないというようなお話を承ったことがあります。以前、大分前なんですけれども、500 部ほど一日で置いたら一日でなくなりました。そのままいけば、もう大半なくなるといことなもんですから、今回はねむの丘とかそういうものについては部数を置いて、今、データを取っています。日曜日がどのくらいはけるか、それから平日はどのくらいはけるか。そして、例えばなくなった場合にはお金払うところにありますからということで、そういうものをまず貼って、周知を図るようにしてまずやっております。だから、出し惜しみではないということもまず御理解願いたいと思います。

それから、旅館・ホテルのほうについては、我々のほうで部数を持って行っております。意見交換というか、まずある程度やはり、本人も来てくれる場合もあるし、こちらからもどのくらいありますとか、そういうふうにして声掛けして、できるだけ旅館・ホテル、それから今言った物販施設、そういうものに置いて、だから実際まず年間的に 1 万 5,000 部ぐらいはけるんですけども、毎年まず予算要求させてもらっているのが現状でございます。

●議長（佐藤文昭君） 5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 最後の質問にさせていただきます。にかほ市に関係ある投書というか投稿ですね。一つは「鳥海山の思い出」というのは去年の 11 月 19 日に載っています。それから鳥海山に行くどって来たば免許証忘れて行って、空港でもうレンタカーが借りられなくて戻ったと。去年初めて登ったらすばらしいという、こういう人方に何かのアプローチできないものですか。あるいは、案内標識の設置方法ということで、これも今年の 11 月 10 日に載りました。由利高原を回って仁賀保に抜けようとしたところが間違っって別のほうへ行ってしまったと。案内標識を充実してくだ

さいってあるわけですね。これはにかほ市だけの責任ではないと思うんですけども、こういう人方に対して何らかの例えば行政として、この人方に、いやぁ申し訳なかった、おいらの責任で申し訳なかったと、にかほ市にせっかく来ていただけるという人が行けなくなったという人に何らかの話をできるような、話っていうか新聞社を通してやると、これは投稿者に行きますから、そういうことができないものでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 投稿された文面の内容を十分吟味いたしまして、当然対応すべきだという判断した場合は、そのように投稿者に対して何らかのアプローチをかけていきたいと思えます。

【5番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで5番竹内賢議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後 2 時 32 分 散 会
